

令和2年2月定例会 常任委員会

総務委員会

委員長名	鈴木智
委員会開催日	令和2年3月5日(木)、10日(火)、12日(木)、 19日(木)
所属委員	[副委員長]宮川政夫 [委員] 鈴木優樹 橋本徹 吉田英策 椎根健雄 小林昭一 古市三久 青木稔



鈴木智委員長

(1) 知事提出議案：可 決…19件

※[知事提出議案はこちら](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

否 決…6件

※[議員提出議案はこちら](#)

(3) 請 願：不 採 択…5件

※[請願はこちら](#)

(3月 5日 (木) 監査委員会事務局)

吉田英策委員

職員費が増えているとのことだが、詳しく説明願う。

監査総務課長

職員費増額の主な内容は事務局職員の超過勤務手当である。通常は当初予算の範囲内で執行しているが、今年度は決算審査特別委員会の日程が前倒しになったことに伴い、本庁監査が例年より過密日程になったため、調査の取りまとめ等で超過勤務が増えた。さらに、市町村への災害支援後に自分の業務をこなすため超過勤務が必要だったものもある。

また、今年度の地方自治法改正による条例改正や、国の指針に沿った監査基準の策定、それに基づくほかの実施要領等の見直しなども重なり超過勤務が増えたものである。

(3月 5日 (木) 危機管理部)

吉田英策委員

台風第19号等の対応には敬意を表する。

危8ページの救助費について162億円の減額とのことだが、説明欄には弔慰金の支給の減額、災害救助法による救助の減額とある。弔慰金は少ないにこしたことはないが、多額の減額の理由は何か。

災害対策課長

台風第19号に係る災害救助費用については、昨年11月1日付で専決処分したものである。この処分の時点では住居等に係る被害状況が明らかではなかったため、市町村からの聞き取りと即報での数字を勘案し、最大限に見積もって約3万7,000棟の被害を想定して予算を積算した。これが直近の被害状況速報では2万2,564棟の被害となっており、想定との6割にとどまった。この差については、災害初期においては市町村が最大で見積り、非住家被害も含まれていたためと思われる。

救助の種別ごとに減額幅が一番大きいものは住宅の応急修理で、現計予算額約154億円のところ、所要額見込みが約41億円で113億円の減額となっている。

住宅の応急修理については、当初は約3万7,000棟の約70%に当たる2万5,900棟が制度を利用すると想定していた。平成30年7月豪雨で、愛媛県の被害の約7割が半壊であったことを参考に見積もったが、2月26日時点の申込数が5,489件で想定ほど進んでいなかったため、市町村に確認したところ、例えば、ボランティアによる泥のかき出しで間に合っており、この制度による修理まで必要がなかった住宅が多かったと聞いている。

また、環境省に半壊世帯でも解体できる制度があるほか、1,600件ほどある借上住宅の利用と応急修理の併用ができないことから、それぞれの制度を選択したものと思われる。

さらに、住宅が浸水した場合、1か月乾かせばよいとの意見の専門家もいれば6か月との意見もあるため、乾いてから制度利用が出てくると考えている。

応急修理が要因となり大きな減額となったが、これで終わりではないため、市町村の話を聞きながら受付期間を延長している。引き続き、様々な媒体を通して制度利用について周知していく。

古市三久委員

危2ページの原子力災害等復興基金積立事業の寄附金について、この金額は毎年このくらいか。推移はどうか。どのようなどころからの寄附か。

危機管理課長

昨年度は約9,400万円、その前年が約7,700万円と年度によって増減はあるが、震災当初よりは減っている。多くは一般からで、企業からも東日本大震災に関する寄附金として受けている。

古市三久委員

基金に積み立てるとのことだが、用途指定なき寄附金であるため、原子力等基金に関連することに使っていくのか。

危機管理課長

あくまでも東日本大震災、原子力災害の復旧復興に係る事業として、主に教育や防災、医療関係等の事業に充当している。

古市三久委員

危4ページの原子力防災費について、1～3までであるが、防災体制整備事業の内容と減額補正の理由を聞く。

原子力安全対策課長

1の原子力防災体制整備事業の概要は、原子力防災体制について国で原子力防災対策指針を定めており、県ではこれを基に地域防災計画の原子力災害対策編を設け、国で指針を見直した場合に県も見直している。また、原子力防災に備えて専用の通信連絡網や防災資機材の整備、オフサイトセンターの維持管理、原子力災害関係の研修、原子力防災訓練も行っている。

約9,400万円減額の主なものは、原子力災害資機材整備に係る減額である。大きなものは放射線測定器として県内各地に配備しているサーベイメーターであるが、原子力規制庁からの貸与期間が今年度末で満了するため新たな整備を想定していたところ、対応期間延長の連絡があり、整備不要となったことによる不用残である。

また、原子力防災訓練について、10月16日に本部を設置し、11月16日に実際に住民に避難してもらう訓練を想定していたが、台風第19号の通過に伴う災害対策本部設置により中止となったことから、委託経費が不用となった。

2の原子力安全監視対策事業については、原子力発電所の廃炉の中で安全を確保する目的で、専門家や地元自治体など

で廃炉安全監視協議会を構成しており、その運営や、課内に配置している原子力対策監や原子力専門員に関する経費、廃炉に関する広報などに取り組む事業である。

今回の約3,190万円の減額であるが、台風第19号の発生に伴い、小中学生対象のJヴィレッジやオフサイトセンターを使った廃炉状況を勉強する広報事業が中止になったことによる委託費などの減額である。

3の特定復興再生拠点区域県有施設解体事業の約3,400万円の減額は、大熊町にあった旧オフサイトセンターを町からの要請により環境省主体で取り壊す事業を組んでおり、隣接する旧原子力センターの土壌調査結果が環境基準を超えた場合にはさらなる調査が求められるところであったが、詳細な調査が不要となったため減額となった。

古市三久委員

サーベイメーターは今後も原子力規制庁から貸与されるのか、それとも延長は来年だけか。

原子力安全対策課長

来年度の使用が認められたところである。現在、引き続き使えるかを協議しており、できる限り延長してもらいたいと考えている。

古市三久委員

サーベイメーターを国から支給してもらうことについて、県がしっかりと言う必要があると思う。

環境放射能監視等事業費の1の内容を聞く。

放射線監視室長

環境放射能監視等事業費の1の約2億800万円の減額については、事業の組み立ては発電所周辺の監視、全県モニタリング、水準調査と称する国からの委託を受けて全都道府県が行う調査、被災市町村が独自に行うモニタリングに対する市町村への補助であるが、これらの事業の年間所要額との請差によるものである。

大きなものは、発電所周辺地域で約7,791万円、全県モニタリングで約1億1,800万円で、内容としては委託や備品購入の請差が大きかったことによる。

古市三久委員

毎年このような請差が出るのか。

放射線監視室長

余裕を持って予算を計上しているため、残念ながら毎年億単位の補正額が生じてしまう。要因としては、予算計上の際に通常のモニタリングについて必要かつ十分な経費を計上し、さらに何かあった場合の追加の委託経費も要求しているためである。

古市三久委員

台風の時に放射能が高くなったとの話があったが、そのようなときにこの予算は使用できるか、また、使用したか。

放射線監視室長

今般の台風被害に伴う浸水被害地域における泥土や大気浮遊じんなどの調査は自前で測定し、委託は行わなかった。

古市三久委員

自前でとは、監視室に土壌を持ってきて測ったのか、それとも行って測ったのか。

放射線監視室長

県の放射能の分析機関である環境創造センター南相馬放射能センターで、委託費を投ずるまでもなく独自に測っている。

古市三久委員

非常に重要な土壌調査であり、どのぐらいの放射性物質が土壌にあるか調査することが将来に向けて大事だと思う。データがないと具体的な取組もできないため、災害等が発生したときに放射性物質がどのような対応になるかについて、しっかりと調査する必要がある。この予算を使用するのか環境創造センターで実施するのかは別にして、箇所を増やし、県民の安全・安心のためにしっかりと行ってもらいたい。今回は何か所調査したのか。

放射線監視室長

台風に伴う追加調査については、県内全体で13地点で行った。

古市三久委員

環境放射線モニタリング対策基金の収益金とあるが、これは何か。

放射線監視室長

預金利子の差である。

古市三久委員

危9ページのふるさとふくしま帰還支援事業の内容を聞く。

原子力安全対策課長

ふるさとふくしま帰還支援事業は平成24年度の事業で、原子力災害で避難を強いられた住民が、帰還するまでの間ふるさとの状況を確認し、帰還する気持ちが萎えないように市町村にウェブカメラを設置する国の事業であったが、機材の耐用年数が過ぎたため扱いを協議し、町では基本的に撤去してよいとのことだったため、一部を除いて撤去したものである。撤去しないところは町村の単独事業で防災や防犯に使うとのことである。当初の予定よりも少ない額で実施できたため約6,600万円の減額となった。

古市三久委員

撤去数が少なくなったために減額になったと思うが、どのくらいの数を撤去したのか。

原子力安全対策課長

今回の対象は重点区域の13市町村のうち、いわき市を除く12市町村であるが、田村市と川俣町は当初から希望しなかったため10市町村が対象であった。そのうち飯舘村と双葉町は防犯カメラとして引き続き使うとのことだったため、残り8市町村において撤去を行った。台数について詳細な数字は手元にはないが、昨年度のうちに地元の市町と協議した結果で計上しており、予定より台数が減ったことはなく、あくまで見込んだ価格より業者が請け負った金額が少なかったものである。

(3月 5日 (木) 総務部)

橋本徹委員

総4ページの退職手当の2億4,000万円減額について詳しく聞く。

福利厚生室長

理由としては、定年退職者の人数が当初の想定より減少したこと、勤続年数が35年以上に満たない職員の割合が想定よりも多かったことによる。勤続年数35年以上は支給率が満額になるが、それに満たない職員が想定より多かったことから約2億円の減額となった。

橋本徹委員

定年退職は60歳だと思うが、それが想定と違うとはどういうことか。

福利厚生室長

補正予算を積算する段階では勸奨、定年延長、死亡等の人数は見込めないため、最終的に人数が減っている。

古市三久委員

4ページのうつくしま権限移譲交付金事業とはどのような事業か。

行政経営課長

権限移譲交付金については、地方分権の推進により本来県が行うべき事務を市町村の意向に応じて移譲しており、それに伴う事務処理経費として事務処理件数等に応じた経費を毎年度支払うものである。

古市三久委員

1,400万円もの減額になったのは、移譲が少なかったためか。

行政経営課長

県事務の種類は33項目程度ある。移譲に伴う交付金は過去3年間に行った事務処理の平均等を基に予算計上しているが、実際の処理件数は、過去3年に比べ多い事務もあれば少ない事務もあるため、実績を踏まえ、2月補正で減額するものがある。

具体的に少なかった項目としては、例えば鳥獣被害の防止等に関する事務があるが、熊の出没が多い少ないによっても事務処理件数が変わってくるため、権限移譲交付金全体としては減額になった。

古市三久委員

総4ページのキビタンによる心の復興事業とはどのような事業か。

広報課長

平成30年度に国庫10分の10で実施し、キビタンが各地の被災者交流会や幼稚園等に出向いて交流した事業であるが、不用残となった事業費を国庫還付金として返還するものである。

古市三久委員

総9ページの租税払戻金はどのようなものか。

税務システム課長

前年度に納付した県税が翌年度に更正決定等で減額された場合に納め過ぎた分を返納するものである。

古市三久委員

毎年この程度の額が返納されているのか。

税務システム課長

現計予算が約27億6,800万円で、今回の補正で約25億6,700万円の予算額になる。

古市三久委員

この2億円は例年と比べて多いのか少ないのか。例年このような金額が出てくるのであれば、当初予算の積算が間違っていることも考えられるがどうか。

税務システム課長

租税払戻金は、地方税法に定められた手続で、納め過ぎた税金を速やかに返還するための予算措置であり、今回は前年に比べ、年度後半の高額還付が見込みほどなかったため減額になった。

古市三久委員

高額納税がなかった要因は何か。

税務システム課長

租税払戻金の約90%が法人県民税、法人事業税の還付になっている。法人県民税、法人事業税は年2回、半年分ずつの納付であるが、多くの場合前年度に中間納付し、翌年度の確定申告で業績悪化等により、結果的に納め過ぎになったものが全体の7割以上を占めている。

また、国税更正により、企業側が計算間違い等により確定申告後5年以内に更正の請求をし、国がそれを認めて減額する場合がある。国税更正の分が各企業の個別の要因とも相まって予測がつかないところがあるが、情報収集し精度の高い積算に努めている。

古市三久委員

総20ページの地方消費税清算金が約15億円の減とあるが、本県に地方消費税が入ってこなかったとのことか。

税務課長

通常、地方消費税は県税として一旦入る。地方消費税清算金は全国の消費税収入を一旦集め、清算された交付金である。細かく説明すると、都道府県間で全国の地方消費税をまとめ、各都道府県の納付額、いわゆるシェア率で清算し、それに応じて最終的に入ってくる。

今回約15億円の減額になっているが、全国の地方消費税納付額が当初見込みを下回ったため、本県への払込みも減少したものである。

古市三久委員

地方消費税は約723億円が入り、約15億円少なかったとのことである。これは消費税率が8%から10%に上がったが、消費税が少なくなったとのことか。

税務課長

昨年10月に消費税率が上がったが、この清算金の対象はそれ以前の8%時点のものである。10月から事業を開始する事業者は決算期を迎えたときから10%が反映されるため、令和元年度については消費税率の引上げの影響はない。

古市三久委員

723億円は、昨年と比べてどのぐらいの違いがあるか。

税務課長

決算ベースでは、平成30年度が約742億9,700万円、29年度が約704億1,900万円、今回の補正後が約723億3,000万円である。

古市三久委員

全国で集まった消費税を各都道府県に分割するが、全国的に消費税が減少したのは売上げが減ったとのことで、本県に入ってくる金額も少なくなったとの理解か。

税務課長

当初予算上は地方財政計画をベースに組んでいるが、それに対して減ったのは貨物割である。地方消費税には譲渡割と貨物割があり、通常的一般消費から負担するのが譲渡割、輸入に際して納めるものが貨物割である。全国的に譲渡割はそれほど落ち込んでいないが、貨物割の落ち込みが大きい。

本県の場合、譲渡割と貨物割の割合では譲渡割が高く、他県で税収が上がらなかった部分が清算金収入に影響し、減額になったものである。

古市三久委員

貨物割は輸入が少なかったため減少したとの理解でよいか。

税務課長

全国的なものとして、輸入からの消費税の税収が少なかったと考えてよい。

吉田英策委員

総14ページの23被災児童生徒就学支援事業（台風第19号等）について、被災児童生徒数と平均の金額、支援対象などを聞く。

私学・法人課長

台風第19号及びその後の大雨の被害を各学校に確認した上で250人分の予算を計上している。金額は、授業料や施設整備等について各学校が減免した分を県が補填することから、各学校により額が異なる。

吉田英策委員

減免、減額は各学校で判断し、それに基づいて県が支援をすることか。

私学・法人課長

床上浸水では全額、150cmでは全額等の一定の基準はあるが、最終的には学校の判断になる。

吉田英策委員

台風第19号について、申請は今回の補正で全て終わったとの理解か。

私学・法人課長

申請については、学校に確認中である。

吉田英策委員

支払いについてはこれからか。

私学・法人課長

そのとおりである。

吉田英策委員

総15ページの会津大学費の女性プログラマ育成塾事業については、女性プログラマ育成だけでなくウェブの設計等の費用も入っていたと思う。需要が高まっている中で減額になったのは、どのような理由からか。

私学・法人課長

詳細な内訳は持ち合わせていないが、募集人数には達しており、事務経費に不用残が生じたものである。

橋本徹委員

部長説明に国指定文化財の復旧支援の充実とあったが、どの辺りの文化財が指定されているのか。

財政課長

全部で5カ所あり、白河市が3カ所で白河城趾、南湖公園ほか1カ所、いわき市が1カ所で白水阿弥陀堂、南相馬市が1カ所で相馬野馬追関係となっている。今回8,300万円ほど計上しており、文化財復旧のための経費を市町村に補助する。

橋本徹委員

国指定文化財の復旧支援の充実とのことだが、県指定の文化財に関する復旧支援はあるのか。

財政課長

県指定文化財の既存予算はある。国指定であるため当然国から予算が来るが、今回は台風第19号等による被災が大規模で非常に深刻だったこともあり、東日本大震災と同じような形で県が上乗せする措置を取っている。

古市三久委員

総14ページの高等学校就学支援金について、先ほど生徒の定数や所得が見込みを下回ったとのことだったが、高等学校の絶対数、生徒数の絶対数が減っていることもあり、1億円とは生徒数にするとどのぐらいの数になるのか。

私学・法人課長

低所得者に対する加算は3段階あり、生活保護世帯で所得ベースで250万円以下が見込みより19人少なく、250万円から350万円の世帯が見込みより55人少なく、350万円から590万円の世帯が見込みより235人少なかった。

古市三久委員

約300人少なかったために1億円の支援金が余ったのか。

私学・法人課長

細かく説明すると、先ほど説明した590万円の上に590万円から910万円の世帯がある。そちらにも就学支援金が公立高校並みの年額11万8,800円ほど出るが、そちらは逆に増えており、結果として4,500万円ほどの増額である。先ほどの3つの世帯がトータルで1億4,500万円ほどの不用残であるので、結果として1億円の減額となる。

(3月 9日 (月) 総務部)

吉田英策委員

総3ページの赴任旅費については、部長が冒頭説明した県外からの応援職員と市町村に派遣する職員の赴任旅費か。ま

た、人数の推移はどうなっているか。

人事課長

赴任旅費の主なものは、職員の異動に伴うもの、新たに採用される職員分がほとんどを占めている。

吉田英策委員

県外からの応援職員や市町村への応援派遣職員分ではないのか。

行政経営課長

赴任旅費の項目には、県外から本県への応援職員の赴任旅費も含まれている。その推移は、復興業務の進捗に伴い要請数も徐々に減っており、当初予算計上に当たってもそれに合わせた形で、規模も徐々に減ってきている。

吉田英策委員

その数が部長説明要旨の数か。

行政経営課長

部長説明要旨のとおり、来年度の自治法派遣の決定数は震災分で83名、台風分で19名であるが、派遣元の事情により半年もしくは3か月交代と、1年を複数名で交代することもあるため、予算計上に当たっては少し余裕を持たせている。

吉田英策委員

総4ページの市町村事務移譲交付金のうつくしま権限移譲交付金事業については、どこの市町村に権限移譲をしているのか、また、どのような項目があるのか。

行政経営課長

うつくしま権限移譲交付金については、交付対象市町村は59市町村全てである。

予算額が大きい主な事務は、浄化槽設置に関する事務、鳥獣保護に関する事務、農地法に関する事務、パスポートの交付に関する事務等である。

吉田英策委員

総26ページの地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務について聞く。これはほかの地方公共団体と共同で証券を発行するとのことであるが、どこの自治体と発行するのか。内容や県が負担をした金額等について詳しく聞く。

財政課長

地方債の連帯債務については、今年度は36程度の都道府県が共同で共同債を発行しているが、全ての県が全ての債務について連帯で負う仕組みであり、仮に30数県の中のある県が破綻したとなれば、その県をほかの県で負う、本県以外の30数県全部が返せない状況になれば、そこは1県で全部負うとの仕組みである。

ただし、全ての県について私の承知する範囲ではリスクはほとんどないため、理論的に1兆円を超えるような債務を補償し合う形である。

ちなみに、本県としては令和2年度に280億円ほどの発行を考えており、他県も数百億円規模で発行し、それを積み上げるとこの金額になる。理論的には説明のとおり全県が返せなくなれば、その限度は1県で持つ形になっていく。

吉田英策委員

本県の280億円の負担割合は、36県の中でどのくらいか。

財政課長

説明が不十分であった。負担ではなく県債の発行額であり、令和2年度は約280億円を予定している。多いところは700、800億円のところもあれば、少ないところは政令市等で100億円規模もあり、各県まちまちである。

椎根健雄委員

総8ページの県外事務所費について、東京事務所経費が昨年2,117万円だったが今回は4,546万円と増えている。詳しく見ると工事請負費として2,431万円が入っているが、修繕等を行うのか。

総務課長

指摘のとおり工事請負費の増があるが、来年度、東京事務所の高円寺にある公舎の屋上防水工事の施工経費を計上している。

椎根健雄委員

高円寺の公舎には誰が入るのか。

総務課長

高円寺公舎はアパート形式で2棟あり、職員が入居している。

古市三久委員

吉田委員の質問に関連するが、地方債の連帯債務はいつから始まったのか。

財政課長

申し訳ないが、いつからかは手元に資料がない。

ただ、震災前から共同債を発行しており、県債として個々の金融機関から調達する形と市場公募で調達する形、そのほかに共同債の形がある。単独県では市場での調達規模がなかなか確保できないことがあるが、各県共同で一括して出せば大きなところで受け入れてくれるメリットもあり、強制ではないが共同で調達したほうがコストや手数料が下がったり、大規模での調達が可能になるなどのメリットがあるため、本県ではずっと採用している。

古市三久委員

本県は震災前からとのことだが、いつからか。

財政課長

手元にないため、調べた上で回答する。

鈴木智委員長

それは後刻でよいか。

古市三久委員

後刻でよい。

令和12年度までの債務負担であり、280億円以上は発行しないのか。これまでどのぐらいの額を発行したのか。

財政課長

今年度は290億円、来年度は280億円だが、この共同債発行分は遡れば分かるため、すぐに調べる。

単年度に200～300億円を発行しながら、過去発行分は少しずつ積み立てて一括で返しており、現時点での残高は後ほど報告する。

古市三久委員

金持ちの東京都などは発行する必要はないと思うが、36県とはどこか。

財政課長

後ほど提出する。

鈴木智委員長

資料提出は可能か。

財政課長

可能である。

鈴木智委員長

それではお諮りする。これまでの発行額やいつからか、参加している地方公共団体等を取りまとめて資料提出してもらうことに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認める。取りまとめの上、提出を願う。

宮川政夫副委員長

総27ページ以降の債務負担行為における各種システムの運用保守関係について、相手方は知事が選定するものとなっているが、説明願う。

総務課長

これらについては新たに機器更新の契約を行うが、新年度になってから契約手続を進め、それぞれ一般競争入札等により業者を選定する。

宮川政夫副委員長

全く違う会社がシステムを更新することになると、同じような形でできないのではないかと思うが、問題はないのか。

総務課長

更新にはソフトウェアそのものとサーバーとを一緒に更新するパターンもあるが、ソフトウェアはそのまま使い、サーバーと機器だけを更新するパターンもある。

そのため、それぞれのシステムの運用の仕方によって若干方法は変わるが、例えば27ページの庶務システムについてはソフトウェアは同じものを使い、サーバー等の機器を更新する内容になっている。

宮川政夫副委員長

普通ソフトウェアを考えた場合、例えば富士通からNECになったとすれば全く変わってしまうように思うが、互換性に問題ないのか。

総務課長

例えばソフトウェアをそのまま使用しサーバー等を更新する場合は、ソフトウェアを動かすための機器についてソフトウェアからの制約があるのみのため、同じソフトウェアが動く機械であればメーカーは問わない構成にする予定である。

古市三久委員

関連で聞く。目的にシステムの適切な運用や効率的等とあるが、何かよくないのか。単に古くなったため新しくするか。

総務課長

基本的にシステム等の機器については、サーバー等は5年で古くなるため、おおむね5年で機器等を新しくして運用することが一般的である。

古市三久委員

いろいろなシステムを運用しており、管理に効果的であればシステムの中身を変えることも必要になると思うが、どうか。今回は単にハード部分を交換してソフト部分は交換しないのか。このようなタイミングで今まで不都合や問題があったことを改善し、より効率的、効果的な文書管理などを行うことが非常に重要だと思うが、どうか。

総務課長

今回何点かシステム更新を計上しているが、例えば総27ページの庶務システム、総28ページの給与データ入出力システムについては基本的には同じソフトウェアを使う。ただ不具合等もあるため、毎年改修しながらとなる。

総29、30ページの文書管理システムは、ソフトウェアも全く新しいものを開発する予定である。これはソフトウェア自体が古くなり、今後の使用に問題があったり、効率的な事務執行等のためによりよいシステムに資する必要がある、システムごとに違いがある。

古市三久委員

効率効果的な管理をすることは非常に重要だと思うが、それによって文書がなくなったり、自動的に消えたりしないようなシステムを願う。

橋本徹委員

椎根委員の質問の関連だが、築年数やこういった形かを聞く。

総務課長

東京事務所の公舎については、東京都杉並区永福の5世帯と、先ほど説明した高円寺の10世帯の合わせて15世帯ある。永福は平成7年3月、高円寺は8年3月の建築である。

橋本徹委員

工事請負費として2,400万円ほど計上しているが、どのような工事を予定しているのか。

総務課長

今回は高円寺公舎の屋根の防水工事と、しみている部分もあるため屋根の一部修繕工事も行う。

古市三久委員

総5ページのチャレンジふくしま戦略的情報発信事業について、風評対策との説明であったが、具体的にどのような内容か。

広報課長

チャレンジふくしま戦略的情報発信事業については、本県の風評払拭と復興の風化防止に向けて、本県の正確な情報を広く発信していくため、様々取り組んでいる事業である。

主な事業として令和2年度に新規で計上しているのは、震災から10年目の節目に本県に注目が集まるため、復興の歩み、福島のものについての広告を全国紙等に一斉に入れるような、震災後5年目に実施したような事業や、庁内関係各課や県内市町村と連携しながら、県内外の商業施設や道の駅等で本県のPRフェスタを実施し、本県の産品や復興の状況を広くPRする事業、本県を応援してくれる企業とタイアップし、その企業の得意な手法で本県の情報発信する事業等を組み合わせながら本県の現状を発信していく事業である。

古市三久委員

この事業は何年やっているのか。

広報課長

震災以降から名称は変わっているが本県の情報発信を進めてきている。

古市三久委員

毎年5億円程度の予算を使っているが、風評に対する効果等について検証した経過はあるか。検証しているとすれば、どのような検証をし、どのような問題があり、課題が何かについてまとめているか。

広報課長

事業実施の効果については、この事業の中で、本県の情報発信の内容を継続的に分析する事業を実施しており、首都圏をはじめ全国にインターネットで本県や県産品へのイメージに対するアンケート調査を継続して行っている。震災以前は40%以上がよいイメージを持っていたが、震災直後は約20%まで落ち、本県に対するイメージが大幅にダウンしたものの、直近の平成31年2月の調査では約38%まで回復してきている。

ほかに本県への関心は、震災前は約23%だったところ、震災直後は事故があったため約47%に増え、直近では40%弱まで落ちており、少しずつ風化が進んでいるなど分析しながら事業を進めている。

課題については、本県を応援してくれる人々がいる一方で、県産品の価格が回復していない、観光客の入り込み数が伸びてはいるものの全国の伸びに追いついていないなど、本県に対する理解不足、現状がアップデートされていないと感じる。特に、何となく不安だと思っている人々に対して、いかにして情報発信していくか、本県をアップデートしてもらい、来て見て感じたことを周りに伝えてもらい、本県を理解する方を増やしていく取組を今後も進めていく。

古市三久委員

震災前は宣伝をしなくてもそれなりに福島への意識があったと思うが、震災後には本県は原子力災害の問題によって、何と云えばよいのか、競争力とでも言うものが固定化してしまった。そのため膨大な予算を使ってアピールしてきた結果、

説明のような状況にあるわけだが、予算をかけた割にどの程度の効果があったのかが見えにくい。風化や風評の問題については議論のあるところではあるが、予算をかけた割に効果がないような感じもなくはないため、効果などがもっと分かるようにしっかりと取組を願う。

総7ページの合同庁舎の整備に関する経費については、どこの合同庁舎をどの程度やるのか。

施設管理課長

合同庁舎の整備に関する経費については、いわき合同庁舎の空調設備改修や車庫の耐震改修等、20件の改修工事を予定をしている。

古市三久委員

その20件について、後で教えてほしい。

鈴木智委員長

資料の提出は可能か。

施設管理課長

可能である。

鈴木智委員長

お諮りする。ただいまの資料提出に異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認める。次回までに提出願う。

古市三久委員

総18ページの甲状腺内分泌学講座設置事業については、今度設置されるのか。

私学・法人課長

今年ではなく数年前にできた。

古市三久委員

これはどういうことを行うのか。

私学・法人課長

その上に記載の災害こころの医学講座、健康リスクコミュニケーション学講座、甲状腺内分泌学講座、放射線健康管理学講座の4つ全てが東日本大震災、原発事故に伴う様々な研究、リスクについての情報発信を行うとともに、各講座のような業務ができる優秀な医師を育成するためにつくられたものである。

古市三久委員

言っていることは分からなくもないが、極めて抽象的である。甲状腺内分泌学講座は甲状腺に関する何かをやるわけだが、具体的に何をやってどのような成果が上がっているのか。これは何年やっているのか。

私学・法人課長

平成25年3月1日から開設しており、内容は原発事故に伴う放射線の甲状腺への影響を調査研究するとともに、甲状腺検査に携わる専門的人材を育成するとのことで、教授1名、講師1名の人件費を計上している。

古市三久委員

この講座ができた経過を聞く。

私学・法人課長

県内で甲状腺の不安等を抱えている中、福島で最先端の研究を行い実態を明らかにするとともに、今後長い期間廃炉作業が進む中で、県民に対して説明や分析などを行う重要な人材を医大で育成するため環境省の補助金で設立された。

古市三久委員

人材育成は非常に大事だと思うが、医科大学で行っている県民健康調査の甲状腺検査との関連はどうなっているのか。

私学・法人課長

県民健康調査を下支えするものとして講座が設置されている。

古市三久委員

甲状腺検査を下支えすることだが、甲状腺内分泌学講座を設置して5、6年たっており、何がどのように改善され、どのような成果があるか、県として求めているのか。県がこの事業を支援しているのだから、予算がどう使われ、県民の安全・安心にどのような効果があったかについて検証しているのか。

私学・法人課長

申し訳ないが、詳しいところは不勉強で承知していない。

古市三久委員

不勉強との問題ではなく、予算を出しているため効果があったのかを聞いている。5年も経過しており検証することが非常に大切であるとの立場で質問しているが、どのような効果があったのか等を検証して県民に明らかにしないのであれば、このような事業はやる必要はない。

私学・法人課長

承知した。検証する。

古市三久委員

来年には説明できるようしっかり対応願う。

総44ページの令和2年度県税歳入予算明細書について、県税が2.1%プラスになるとあり、総務部長説明で海外経済の影響など云々とあった。どのような中身かは後で聞くが、新型コロナウイルス感染症の問題が今後どうなるか不透明な状況の中で県税の収入について、収入額対比が一番大きいのは消費税で117.4%とある。自動車税も大きいですが、これらがなければマイナスになると思う。考えを聞く。

税務課長

地方消費税については、昨年10月の税率改正により税率が1.7%から2.2%になり117.4%、その分の増額は約60億円で、県税トータルからすると地方消費税を除けば減額の税収になる。その他の主なものとしては法人事業税が大きく、現年分で、対前年97.2%となっている。

古市三久委員

自動車税の収入額対比が約136倍になっているのはどのようなことか。

税務課長

自動車税について説明が漏れた。収入額対比136倍は種別割の現年課税分であるが、自動車税は昨年10月1日から、毎年支払う自動車税は種別割との名称に改正され、これまでの自動車取得税に当たるものが環境性能割に名称改正されている。

これを単純に項目だけを見るとこのような数字になるが、45ページの一番上にある自動車取得税については令和2年度にこの名前がなくなっており、平成31年度のところで14億9,100万円になっている。

また、下から2番目に旧法による税（自動車税）とあるが、これは滞納繰越分で、いわゆる旧税であり新しい税金の名前には存在しないため、これを合体した形で比較すると、2年度はトータルで約320億9,600万円になる。元年度が約328億円であるため、自動車税のトータルは対前年比97.8%で減少となる。税制改正の影響や登録車台数の若干の減により約2%の減である。

古市三久委員

予算明細書を見ると、これからの経済状況によっては県税収入がかなり厳しくなるとの理解でよいか。

税務課長

当初予算の県税収入を見積もったのは12月であり、その際には新型コロナウイルス感染症の問題などは出ていなかった。台風第19号の影響等を加味して収入額を見積もったが、今後の海外経済の動向や異なる問題もあるため、税収の動向について注視していく。

ただ、いずれにしてもこの影響が出るのは、法人関係の税金では来年の下半期頃からと考えている。

吉田英策委員

今の県税歳入予算明細書の関連で聞く。消費税税収が17%伸びる根拠の説明があった。この計算をした時点では、10月以前は8%だったものが今回10%になった計算だと思うが、2割近い税収があることの根拠を聞く。

また、法人事業税が97.8%で、減収になる要因をどう考えているか。

税務課長

地方消費税については、税率が1.7%から2.2%になるため単純には1.29倍ほどになるが、軽減税率を適用しているものがあることや、今回の消費税率を上げたことによる実質的な影響が出るのは、令和2年度のうち約8割と考えている。

3年度から平準化し、1.7%から2.2%の影響や、軽減税率の影響を見た数字になると考えており、2年度では約60億円の増と見ている。

法人事業税については、国の税制改正で税率が上がっているため、税収の見込み、トレンドを見た上で、減少幅が結構あることからトータルではマイナス、前年から約14億円下回ると見ている。

吉田英策委員

これは消費税2%の増税があった影響で全体の税収が伸びたとの試算なのか。今の経済情勢、買換え等もあると思うが、それらも加味されて消費税率の財源構成を考えているのか。

税務課長

法人関係の税の減については、消費税と直接連動した形では見ておらず、主に海外経済状況、輸出や生産、消費、販売も含めて全体的に弱まっていると見ている。

吉田英策委員

消費税については、2%引き上げられた部分での積算なのか、それともいろいろな消費の動向を見ての判断なのか。

税務課長

消費税についてはトータルで2%の増税を見た形の積算である。

古市三久委員

総69ページの福島県税特別措置条例の一部改正について、対象者はどれくらいか。

税務課長

三世代同居近居に関わる不均一課税であるが、平成29年から開始している。29年4月1日取得分からで、29年度は2件、30年度は203件、令和元年度は1月末現在で259件が減額対象として決定している。

橋本徹委員

総49ページの議案第22号の条例改正案について、先ほど説明はあったが、改正の内容を聞く。

総務課長

この条例は題目にあるとおり平成23年のいわゆる東日本大震災原発事故、昨年の台風第19号等による被災者の手数料について、個別の条例で減免と決めている以外のものを早急に対応するため、一括して手数料の免除等を定めたものである。今回は法律改正による法令の名称、条文等のずれを直す内容であり、減免する手数料、項目等については一切変更はない。

青木稔委員

総15ページ、私立学校振興助成費の1の私立学校運営費補助金（一般分）について、20年以上前から私学大会ではこの補助金の増額問題が取り上げられ、補助金の限度額を50%にすることを目標に今も続いている。20数年前は限度額が20%

台であり全国でも40数番目という低いレベルだったが、現在ではほぼ50%を獲得したにもかかわらず、いまだに私学大会ではこの改善を目標に挙げている。父兄や私学関係者に誤解されているのではないかと思うため、その辺りを整理して説明願う。

私学・法人課長

私立高校の運営費補助金については、本県の場合、標準運営方式で算定した上で補助金を査定している。生徒数や学校規模に応じ、同程度の公立学校でかかると見込まれる額を算定し、その2分の1までを補助するものである。ただし、標準運営方式で算定した金額よりも実際の支出が低い場合は、実際の支出の50%まで補助するとの考え方で整理している。

一方、中学校小学校幼稚園については、公立学校との比較はなかなか難しいため、国から示される国庫補助金と地方交付税の生徒1人当たりの単価を100%補助しており、全国平均よりも高い数字である。

青木稔委員

県の基準できちんと補助していると思うが、父兄や学校関係者は、この目標が掲げられているのは要求に達していないからだと思っている。県は算定基準に基づいてきちんと補助していることをPRしないと県民は補助金が足りないと判断するため、もっと発信するよう提案する。

文書管財担当次長

先ほどの私学・法人課長の医科大学に関する甲状腺内分泌学講座の答弁について補足する。県民健康調査を確実に進め、先進的な医療の提供を行うとともに、これらの研究を実施するために必要な人材の教育、育成を行うため、震災後に放射線医学に関する10の講座を開設している。そのうちの6講座は、保健福祉部の県民健康管理基金等や医大病院の会計等を財源としている。

一方、総17、18ページの4講座は総務部で所管しており、これについては全て環境省の交付金を毎年予算要求し、来年度についても認められたため県でも予算化している。先ほどの説明のとおり、放射線医学に関する人材確保、教育、育成を進めるため、総務部で担当する4講座について、国が予算化したものを県も予算化し医科大学に出す形で進めている。

古市三久委員

県民健康調査等からの補助金と総務部からの補助金があると理解した。

甲状腺検査や県民健康調査の関係で、4講座のほかの6講座にどのような違いがあるのか我々は分からないため説明すべきだと思う。その結果どのような成果が上がっているのか。片方は総務部から、片方は保健福祉部から補助しており、ダブルの補助金でない理由がよく分からないが、分けているのはダブルの補助金が入ることに問題があるのだろうと思うため、きちんと説明すべきである。一方の県民健康調査には何十億もの補助金が入っており、何の目的でやっているのか疑問が湧くこともある。例えば2,700万円は人件費だけなのか。

私学・法人課長

教授1名、講師1名の合計2人の人件費のみである。

古市三久委員

実態は分かった。この教授と講師がどのような調査研究を行い、どのような成果物があったのか。例えば論文を発表したなどをきちんと説明すべきだし、説明できるようなものがないとすれば非常にまずいと思う。資料があれば提出願いたい。

鈴木智委員長

資料として提出できるか。

私学・法人課長

現在は持ち合わせていないが、医科大学に確認し資料があれば提出したい。まとまったものがなければ少しお待ち願う。

鈴木智委員長

まとまり次第資料を提出願うことで異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認める。次回までに提出願う。

宮川政夫副委員長

県立高校改革について、今年度までは窓口は教育庁だけで、地域振興の面からはどの部局からも答えてもらえない現状であった。今定例会前に我々の会派で、知事に対して地域振興も考えていかなければならない旨の要望を提出した。さらに代表質問で副知事に対して、県立高校改革と連携して地域の課題の解決に取り組むべきと質問し、副知事から、部局横断的に課題の共有を進め、少子高齢化や地域振興などの施策に幅広い連携を図り、それぞれの地域の実情に合わせた課題解決を図るとの答弁を得た。総務部としては、これに対してどのような取組を予定しているのか。

政策調査課長

県立高等学校改革については、総務部では教育委員と知事との意見交換の場として福島県総合教育会議を持っており、年2回ほど開催している。その中で、県立高等学校改革について報告を受けたり意見交換を行い、丁寧に進めていかなくてはならないとのことであった。部局横断の話があれば、当部としてはこの会議を意見交換の場として活用できるのではないかと考えている。

宮川政夫副委員長

県立高校改革において、統合や募集停止になる高校の所在市町村での反対運動は、地域が疲弊する、地域振興が衰える、人口減少が加速するとのことで起こっている。ところが今年度に関しては、教育庁でよりよい子供の教育環境をつくるとのことで、どこの部局でもタッチしていなかった。今の答弁のように、積極的に総務部から振っていくような形で、地域振興と教育改革は一体と考えなければならぬと強く求める。答弁は不要である。

吉田英策委員

職員の働き方を聞く。在宅勤務がこれまでも行われてきたが、どのように行われていて、今後どのように進めていく考えか。

人事課長

在宅勤務について、昨年10月に福島県職員版働き方改革基本方針を制定し、在宅勤務やサテライトオフィス等をこの2月から試行している。

在宅勤務に関しては、試行のため準備しているパソコンは5台であるが、今のところ予約はほぼ埋まっている。来年度については40台導入し、本格導入かどうかはまだ議論の余地はあるものの、少しずつ台数を増やし、職員の意識をまず変えていきたいと考えている。

吉田英策委員

私は在宅勤務で一番問題なのは時間管理だと考えている。職場に来て、8時半から夕方5時15分まで、そうした管理が果たして家の中でできるのか。場合によっては与えられた仕事をこなすために夜中までやるような長時間労働につながるのではとの心配もある。時間管理をどのように考えているのか。

人事課長

勤怠管理については、在宅勤務の場合、職場にあるパソコンと自宅で使うパソコンは別なものであり、自宅に持って帰るパソコンはほかの部の管理であるが、このパソコンで職場のパソコンを操作する。職場の机の上にあるパソコンの操作が自宅でできる。その前提で、業務開始前には出勤している職員に職場デスクのパソコンの電源を入れてもらい、そこから自宅のパソコンを操作するようになる。勤務開始と終了時には職場にメールを入れ、職場の管理職が勤怠管理をする。そのため働き過ぎるようなことは起きないのではないかと考えている。当日行う業務についても計画書を提出させるため、その管理も含めて管理職で行えると考えている。

吉田英策委員

無制限にできるのかと思い質問した。また、パソコンを持ち帰ることはデータも持ち帰ることになるため、データの管理や漏えい等の問題も出てくるのではないかとも思ったのだが、今の説明ではデータ管理については大丈夫とのことか。

人事課長

基本的に自宅で作成したものの出力はできない。データの漏えいについてもセキュリティ管理には力を入れており、職場のパソコンを操作するため漏えい等の心配はないと考えている。

吉田英策委員

今、実証実験の期間かと思うが、本格的な導入や今後の進め方を聞く。

人事課長

今年度は試行であり、恐らく来年度もまだ台数的に試行になるかと思う。

在宅勤務については、メリットとして考えられるものは通勤の往復時間削減等多数あると思う。ただ、勤怠管理等、家で何をしているかは職員の意識の部分も浸透させていかなければならないと考えている。全国的にも導入が進んでいる分野であり、予算等の問題はあろうかと思うが、働き方改革に寄与する手法の一つであるため、今後、積極的に活用を図っていきたい。

橋本徹委員

財源の関係で聞く。今年の春にロボットテストフィールド、夏にはアーカイブ施設が出来上がるとのことで、施設の完成はうれしいことであるが、その反面、維持管理経費がこれから必要になる。現状はどのようになっているのか。

財政課長

ロボットテストフィールドやアーカイブ施設は県が主体的に進めてきた施設で、維持管理経費については大層部分を国に求めており、アーカイブ施設を例にすると6、7割程度は国の措置であり、人件費的なものや純粋な管理経費を県が負担する形になっている。

これについては、復興・創生期間内によりやくスタートが切れたとのことで、次のステージに向け、特にアーカイブ施設などは原子力災害の伝承もあり、ロボットテストフィールドは浜通りでの雇用創出のために国と進めている事業であることから、国に財源を最大限負担してもらえよう引き続き求めるスタンスで、企画調整部と連携している。

橋本徹委員

来年、復興・創生期間があと1年とのことで10年間延長になったが、国に求める期間も10年間なのか、その後どうなっていくのか。

財政課長

期間について、県としては次の5年で原子力災害等からの復興が成し遂げられるものではないことを知事も含めて様々な場面で説明している。一方で、今のところ国は、確かに復興庁などは10年とのことであるが、私が承知しているところでは、国が1兆円台半ばの財源を措置する報道について、これは当面5年をめどにしているとのことである。まずは5年をきちんと獲得しつつその先も訴えて、特に本県については5年で終わるものではないことを繰り返し求めていくスタンスと考えている。

橋本徹委員

これまでできた環境創造センター等の維持管理にかかる経費についても、国に財源を求めていると思うが、だんだん細っていくのではないかと危惧を持つ。それをしっかり食い止めて欲しいし、改修にかかる経費に関してもこれから必要になってくると思う。震災後にできた、震災や震災原発事故に係る施設の維持管理がどのぐらいあり、管理にかかる経費の国と県の負担割合等が分かれば聞く。

財政課長

復興に関する拠点施設の整備運営にかかる経費については、確かに個別に拾い上げれば当年度分は出ると思うが、基本的に取りまとめは企画調整部で行っているため、そちらでまとめている資料があるかを確認したい。

鈴木智委員長

資料は提出可能とのことで、資料要求することで異議ないか。

財政課長

申し訳ないが、可能かどうかを確認したい。

鈴木智委員長

それも含めてよろしく願う。

椎根健雄委員

一昨日、いわき市において県内初となる新型コロナウイルス感染症の患者が確認され、県としてもこれまで以上に危機感を持って取り組まなければならない状況である。県では2月末から知事部局において、公共交通機関等を利用する職員を対象に時差出勤を行っていると思うが、その状況について説明願う。

人事課長

時差出勤の状況について、3月6日17時時点における速報値であるが、延べ人数で201人、実人数で89人である。対象となる公共交通機関の利用職員は約1,500人であるので、実人員ベースで計算すると約6%の利用率となっている。

椎根健雄委員

これはコロナウイルスの拡大等の状況を踏まえながら年度末まで実施すると思うが、延長や拡大など、今後どのように行っていくのか。

人事課長

状況を見ながらになるが、職員や職員の家族に症状が見られるような場合は特別休暇で休んでよいとの国の通知もあるため、全国的な状況を見ながら、鎮静化が見えてこないようであれば4月以降も考えていく。

椎根健雄委員

状況を見ながら今後も適切な対応を願う。

また、これから大事になるのは市町村との連携や、総務省から入る情報などを確実に素早く落とししていくことである。今回の患者以外にも感染者が出た場合など市町村との連携が特に重要となり、保健所は保健福祉部やほかの部局もまたがってくる。総務省からの情報提供については、総務部としてどのように取り組んでいるのか。

市町村行政課長

市町村に対する連携については、国や県からの情報提供の形でこれまでも対応している。また総務省からの通知等があるため、現在コロナウイルス関係の服務に関する問合せ等は連日来ており、休暇の取扱いの対応をしているところである。総務省からの通知も続くと思うため、引き続き情報提供していく。

椎根健雄委員

町村などは人間的になかなか難しく情報が遅れるところもあると思うため、しっかりと連携をとるよう願う。

都内で開催している県のイベントも中止していると思うが、その状況を聞く。

鈴木智委員長

それは庁内各課で実施しているものをまとめているかとのことか。

椎根健雄委員

先日、対策本部の事務局会議において、総務部の対応のところにも都内開催予定のイベント中止とあったため、どのような状況か聞く。

広報課長

広報課で都内で予定していた2つのイベント、市町村等と一緒に県の情報発信するふくしまフェスタで首都圏で3月実施予定のものと、有楽町で県内市町村と台風第19号で被災したほかの県と合同で復興状況等をPRするイベントを中止にした。

古市三久委員

新型コロナに関連して職員の健康管理はどうなっているか。日本では行っていないと思うが、外国ではサーモグラフィで体温測定しているところもある。そういうことを行うかどうかは別にしても、職員の健康を早く把握することは大事であり、健康管理はどうなっているか。

福利厚生室長

職員の健康管理については、庁内のグループウェアを利用し、職員に対して手洗いやせきエチケット等の感染症予防の周知や、希望する所属へのマスクやアルコール消毒剤の配付、職員の健康管理の窓口が福利厚生室である旨の周知、職員及びその家族で海外渡航等を行った人の調査と健康状況の把握等を行っている。

古市三久委員

しっかり取り組むようお願い。職員に対するマスクの備蓄はあるのか。

福利厚生室長

新型インフルエンザ対応マニュアルを準備しており、マスク、手指消毒液、アルコール除菌剤を本庁、各地方振興局、東京事務所に備蓄している。今のところ50枚入りのマスク1,540個、手指消毒液1ℓ入り1,130本、アルコール除菌剤500ml入り1,152本を備蓄している。

古市三久委員

備蓄について、職員数に対する割合と、備蓄数の根拠を聞く。

福利厚生室長

職員が業務計画を継続できるように約2週間分を備蓄している。

古市三久委員

全職員に1日1枚で2週間分の枚数があるのか。

福利厚生室長

各地方振興局単位で職員が約2週間使える分として、マスクは7万2,500枚程度備蓄している。

古市三久委員

消毒液等はどのくらいあるか。

福利厚生室長

手指消毒液1ℓ入り1,130本、アルコール除菌剤500ml入り1,152本である。

古市三久委員

まだ配給していないと思うが、どのような事態になったら配給するのか。

福利厚生室長

新型コロナウイルス感染症に関するマニュアルができていないため新型インフルエンザのマニュアルを参考にしているが、県内が感染期になった場合、各所属に対して使用を通知する。

古市三久委員

感染期とはどのような事態を言うのか。例えば人口割合や地域などの基準があるのか。

福利厚生室長

県の対策本部で県内発生期と決定した場合に配付する。

古市三久委員

対策本部はどのような事態になったら配付を決定するのか。例えば人口180万人のうち、感染者が10人なら、100人ならとか、政府がパンデミックになったと発表したらなど基準がなければいけないと思うが、基準を聞く。

福利厚生室長

新型コロナウイルスではなく新型インフルエンザの行動計画に基づいて、県の対策本部が県内で感染期と決定した場合、

備蓄分を職員に配付することになっている。

古市三久委員

感染期の概念は何か。

政策監

それについては、対策本部を所管する保健福祉部で持っている基準である。

古市三久委員

分からないのか。

政策監

承知していない。

古市三久委員

保健福祉部が基準に従って連絡してくれば福利厚生室が配付するのだろうが、感染期について理解しておくことも常識として必要だと思う。知らずにいることは問題だと思うが、部長はどう考えるか。

総務部長

指摘のとおりであり、勉強不足、情報取得の不足だと思う。ただ、政策監が説明したとおり基本的には対策本部で決定することであるため、配付する側の参考情報として早速確認させる。

古市三久委員

よろしく願う。

これは危機管理かもしれないが、福利厚生として防護服等の準備はあるのか。

福利厚生室長

準備はしていない。

古市三久委員

明日、危機管理部に確認するが、どのような事態でどのような防護服を使用するか研究しながら、福利厚生室で準備できるものは準備する必要があると思うため、よろしく願う。

先ほどの部長説明に、海外経済の影響などによる県税収入の先行きが不透明との文言があるが、これは新型コロナウイルス感染症を念頭に置いた表現なのか。

税務課長

ここで表現している海外経済については、具体的には米中の貿易摩擦やイギリスのEU離脱等の海外経済の情勢を念頭に置いている。今回の新型コロナウイルス感染症に関しては特に配慮していない。

古市三久委員

部長説明の次の部分に、事業効果をしっかりと検証しながらとある。何かしら物差しがあつて事業検証をしていると思うが、来年度の当初予算に向けてどのくらいの事務事業を検証したのか。

財政課長

事業の検証自体、スキームとして統一的なものはないが、部局の枠として事務的に実施している経費を査定の過程で見た結果、2,100強ある県の事務の中の約300件で10億円ほど節減に努めた。

古市三久委員

先ほど橋本委員からも質問があつたが、本県には膨大な復興予算がある。

なおかつ原子力災害復興基金などを使って予算編成しているが、本県の復興の状況について、例えば双葉郡を見ると、避難者を帰還させる意味で膨大な予算を使っているが思ったように戻ってこない問題があり、さらに双葉郡は第一原発や中間貯蔵施設という究極の迷惑施設がある。そのような中で双葉郡の復興をどのようにしていくかについて、見直す必要があるのではないか。先ほど橋本委員が発言したように、予算や様々な施設の維持管理が可能か否か。そのような中で不

良資産にならないように管理していかなければならない。

そのような意味では、事業効果や本県の将来を見極めながら、予算措置をやや厳格にやっつけていかないと大変な状況になると思う。しっかりと検討してもらいたいのが財政課長の考えを聞く。

財政課長

委員指摘のとおりと考えている。私も予算を構築する際には財政的な視点に加え、特に重点プロジェクトについては企画調整部とともに査定している。

今回、復興・創生期間最終年とのことで編成したが、令和3年度以降は新たなステージになり、総合計画等も新しいものになっていくため、委員の指摘も踏まえ、企画調整部等と連携し財源の裏付けも含めてきちんと予算編成するよう努めていく。

古市三久委員

ぜひそのように願う。復興が今後どのようになるかは分からないが、いずれ今までやってきたことでよいのかを見直さなければならない時期が来る。そのため、県も先取りしながら研究し、双葉郡や本県の復興、様々な課題の解決について取り組む一方で、復興の問題でもあるが少子高齢化、人口減少地域も非常に大変な状況になってきており、総合的に取り組まなければならない時代である。国からの財源確保の問題もあるし、見直すべきところは見直して将来をつくっていくことが必要である。困難な財政運営になってくると思う。

例えば高等学校の統廃合も15年前にはどの程度の人数になるかは分かっていたのだから、本当は見直すことを考えておかなければならなかったし、統廃合が地域経済にどのような影響を与えるのか見極めておく必要があった。そのようにしていかないと今後非常に大変なことになると思うため、ぜひ政策的な財政運営を願う。

(3月10日(火) 危機管理部)

橋本徹委員

危4ページの防災体制推進費と債務負担行為について、防災体制推進費の9地震被害想定調査事業2,247万7,000円と債務負担行為が同じ名称であるが、新年度の予算がこの額で、翌年度まで続くとのことか。

災害対策課長

地震被害想定調査については、今年度は調査内容をどのようにするか有識者の意見を得て、来年度から事業者に委託し2年間の調査を実施する。来年度予算は2,200万円ほど要求しているが、危13ページに限度額5,000万円ほど積んでおり、この予算で実施していく。

橋本徹委員

調査が2年間とのことだが内容を聞く。

災害対策課長

来年度については、県内の地盤データを収集し地盤モデル等を作成、地震による流動化、土砂崩れ等の発生の可能性について調査する。2年目はそれに基づく被害の想定についてシナリオを作成する。県内で想定される大きな地震によってどのような被害が起きるかの報告書を作成し、それに基づく対策を今後県及び市町村の地域防災計画に反映させていく。

橋本徹委員

断層や既存データの地図等について自分も頭に入っているが、それをアップデートするとのことか。

災害対策課長

見込みのとおりである。現在使用している調査結果は平成7年に着手し9年にできたものであり、24年ぶりの再調査となる。その間に新たな科学的知見等が出てきているため、それらも反映させ、より精度の高いものをつくっていく。

吉田英策委員

危3ページの災害から命を守る事業について、災害避難のための動画を作成し、テレビやSNSで放映するとのことだが、事業内容を聞く。

危機管理課長

災害から命を守る事業については、昨年度の西日本豪雨等でも逃げ遅れて亡くなる人が多かったことから、逃げ遅れないように防災意識を強く持ってもらうため、今回新たに動画を3本作成する。動画の内容は、災害の怖さや避難の必要性を分かりやすく県民に伝えるものとし、県のホームページに掲載する。さらに動画を見てもらうため、新聞、テレビ、ラジオ、フェイスブック等により広報する事業である。

吉田英策委員

今回の台風第19号でも逃げ遅れが問題になっており、高齢者が被害に遭うことが多い。そのため、災害弱者と言われる人たちにこうした動画や情報をどう伝えるかが課題である。高齢者がSNS等を見る機会は少ないと思うが、災害弱者にきちんと情報を伝えることについてどのように考えているのか。

危機管理課長

委員指摘のとおり、高齢者がSNSやホームページを見る機会は少ないと思う。

今年度の実施事業で、防災ガイドブックそなえるふくしまノートの避難編を作成し、学校や市町村等に配布しているが、それだけでなく当課の職員が老人クラブ等への出前講座で避難の大切さ等の広報啓発を行っている。ほかに、避難編を使い、家族で学ぶ防災セミナー等の実施や、さらに教育庁と連携して学校での防災教育等でも活用してもらえよう会議等に出向いて依頼している。

吉田英策委員

あらゆる世代で防災意識を高める取組が必要だと思うため、よろしく願う。

危4ページの原子力防災費の原子力安全監視対策事業について、監視協議会の取組経費だと思うが、内容を聞く。

原子力安全対策課長

原子力安全監視対策事業については、廃炉安全監視協議会や県民会議の運営、県に対しアドバイスをしている原子力対策監、総括専門員等の経費である。

これまでは福島第一原子力発電所の廃炉の安全を監視することが主な目的であったが、今般福島第二原子力発電所の廃炉も決まったことから、まだ廃止措置計画は定まっていないもの今後それを見ながら福島第二原子力発電所の廃炉も監視していく。

吉田英策委員

具体的な監視や会議の回数の想定はあるか。

原子力安全対策課長

廃炉安全監視協議会については、福島第一、第二原子力発電所を合わせて会議形態で年8回、これに加え立入調査を4回想定している。

県民会議はこれまでも4回開催し、さらに委員、会員に現地を見てもらうことも年2回ほど行っており、これからも継続していく。

吉田英策委員

協議会で立入調査をして監視していくことは本当に大事なことである。東京電力の廃炉作業について様々なトラブルが相次ぐ残念な事態も起きている。この協議会は、監視した結果について、東京電力に意見や提言、指導等を行える組織なのか。

原子力安全対策課長

福島第一、第二原子力発電所については、地元自治体とともに安全監視協定を締結しており、監視組織として廃炉安全監視協議会を位置づけている。

その中で、協議会で必要と考えたことについては、措置要求として申し入れることができる。随時協議会を開いており、その中での意見を踏まえ、県として東京電力に必要なに応じて申し入れている。

吉田英策委員

福島第二原子力発電所も含めれば40年の長期にわたる廃炉作業であるため、監視協議会の機能を充実させ、東京電力に対する安全のため指導を徹底するよう願う。

危6 ページの消防事務費については消防団の支援で入団促進事業費とある。今、地域の消防団員数の減少が大きく、報道によると県内では前年度に比べ547人もの団員が減っているとのことである。台風第19号等を見ても、常備消防の活躍も本当に重要であるが、地域の消防団も非常に大事である。消防団の入団促進事業を具体的にどのように進めるのか。

消防保安課長

入団促進支援事業の中に消防団入団に関する事業が2つある。

1つは、従来から実施している消防出前講座で、高校生や専門学校生に向け、消防団活動への理解を促す講演等を行う事業である。

もう1つは、来年度の新規事業の消防団員確保対策支援事業で、具体的には各市町村の条例定数よりも団員が少ない市町村を対象に行う。最近、機能別消防団の導入が進んでおり、現時点で23市町村が導入し団員数の増加傾向が見られるため、まだ導入していない市町村に向け、一緒に消防団員確保のための対策会議、検討会を開催し、団員増加に向けた取組を行う。方法としては、まずは各市町村の現状を分析し、機能別団員や女性消防団員、事業所等の協力を得ながら、中期的な消防団員増加のための計画を市町村とともに作成し、実現化する考えである。

吉田英策委員

機能別消防団について具体的に聞く。

また、団員を増やすためには地域や企業の協力は欠かせない。企業への協力や支援についてどのように考えているか。

消防保安課長

機能別消防団員とは、本来は訓練を受けた基本団員が大事であるが、基本団員が減少傾向にある中で、例えば基本団員の後方支援的な役割、具体的には火災現場における後方支援や災害時における避難所支援、あるいはラップ隊も機能別消防団である。

企業の協力については、消防団協力事業所認定制度もあるが、なかなか浸透していない。各地方振興局や市町村等と協力しながら事業所を回り、消防団員を雇用している会社に対しては、工作中に消防団の活動要請があった場合、進んで活動に参加できるようなサポートや、仕事を休む場合には有給で対応してもらうよう協力を求めている。

橋本徹委員

避難地域消防団再編支援事業について、新年度はどのようなことをするのか。

消防保安課長

避難地域消防団再編支援事業については、来年度も基本的に同じ構成であり、一つは双葉郡8町村と、かつて避難指示が設定されていた4町村を含んだ12市町村において、帰還が進まず消防団員数も少ないところの根本的な解決に向けた会議の開催を予定している。

また、プロジェクトチームで個別の市町村に踏み込んだ会議も実施している。この事業は平成29年度に立ち上げているが、29、30年度で、広野町、葛尾村、楡葉町の計画を立てており、昨年度から今年度には浪江町、飯舘村においてプロジェクトチームを構成し、近々対応方針を詰めていく予定である。来年度については、大熊町大河原地区にある程度のコミュニティーができていないものの消防団はないため、町と相談し検討会を開催したい。

この12市町村内にあって自衛消防組織を構成している比較的大きい会社に対し、火災の際に消火活動に当たってもらえるような消火資機材、ポンプ車、小型ポンプ等を支援する事業も引き続き実施する。

双葉消防本部でのパトロール事業については今年度までは県予算であったが、来年度は国費により実施することとして

いる。

橋本徹委員

この支援事業の終了のめどと、どのような方向性を青写真として描いているか。

消防保安課長

基本的には帰還が進まない状況であるため、プロジェクトチームを組んで各市町村の問題解決に当たると整理しているが、フォローアップは引き続き行わなければならない。双葉町はまだ帰還が進んでおらず、ある程度帰還が進み消防団活動の姿が見えるまで、加えてこの構成市町村の消防団同士の連携のルールづくりも進めていく必要があるため、引き続き対応していく。

橋本徹委員

先日、消防団長等の会議に出席した際、消防団長から火事があった場合は近隣町村で対応するので気兼ねなく言ってほしい旨の話があったため、しっかりとルールづくりを願う。また、自衛消防について、役場職員は内部消防団に入っているため、それらのフォローもよろしく願う。さらに、旧東京電力の広野火力発電所の自衛消防などもしっかりと貢献していると聞き及んでおり、そういった取組が広がるよう願う。要望とする。

危10ページの環境放射能等監視事業費の緊急時・広域環境放射能監視事業について、県内全域をモニタリングし、ホームページ等で公表するとのことだが、本年度と新年度で変わるのか。

放射線監視室長

結果の公表等が変わるか否かについては、基本的には現在行っているマップを通じてより分かりやすくリアルタイムでとの方針は変わらずに今後も継続していく。

橋本徹委員

何か所モニタリングされているのか。

放射線監視室長

正確な実数がすぐに出なくて恐縮だが、通常の空間放射線のモニタリングポスト等については、県が周辺環境上で42か所のモニタリングポストを使用し、毎時間計測している。このほか国が設置しているリアルタイム線量計が県内に約2,900か所あり、規制庁と連携し、互いにデータを交換しながらマップ化している。

また、例えば環境試料の測定結果については、四半期ごとにモニタリング評価部会を開催して先生方に見てもらい、その結果をホームページで公表している。モニタリング地点は1万を超えている。

古市三久委員

消防学校について聞く。消防学校は消防団と市町村の消防本部等の人が勉強する学校との理解でよいか。

消防保安課長

消防学校のカリキュラムであるが、常備消防、消防団、場合によっては自主防災組織のリーダーへの研修等を開催している。

古市三久委員

カリキュラムはどのようなものか。例えば今回の新型コロナウイルス感染症の問題で、常備消防の職員が感染症の患者を搬送する可能性も出てくるため、新型インフルエンザに対する県のガイドライン等はあると思う。消防学校等でもそれをきちんと学ばせ、消防職員の安全対策を行わなければならないと思うが、どうか。

消防保安課長

手元に詳細なカリキュラムはないが、消防職員については救急科の科目があり、感染症等への対応についての勉強も行っている。入校者が学んだことを本部に持ち帰り、本部内では認識を共有しているものとする。

古市三久委員

新型コロナウイルス感染症の問題が出てきているが、消防学校あるいは県が各常備消防に対してどのような支援ができ

ると考えているか。

消防保安課長

まずは各保健所が窓口になると思う。消防の対応については消防庁から通知が来ており、救急搬送等の要請があれば救急車等を使って搬送するが、例えば陽性と判明した際の移送等は保健所が責任を持って搬送することになっている。

古市三久委員

陽性と分かれば対処が可能と思うが、救急要請された際に陽性かどうか分からない場合もある。それに対する心配があるため、今後どのように対応策をとっていくのか。どこでやるのかは分からないが、しっかりと対策を願う。

危5 ページの総合情報通信ネットワーク管理費について内容を聞く。

災害対策課長

総合情報通信ネットワークについては、本庁と各地方振興局、市町村、各防災関係機関等を防災無線で結ぶものである。民間の通信網もかなり強固になってきているが、それより上位の設備の強化をしており、地震や雨等の場合に必ずつながるように整備をしている。例えば、台風第19号の際に、浸水被害で浅川町役場の電話等の通信網が駄目になったが、我々の衛星通信だけは通じたため、それによりやり取りができた。

古市三久委員

例えば整備事業とあるが具体的に説明願う。

災害対策課長

3の総合情報通信ネットワーク整備事業は、年度割りで機器を整備更新する事業である。通信機器は単なる機械ではなくほとんどがパソコンであるため、短期間で更新時期が来ることから計画的に更新を行い、今年度は各市町村や地方振興局をつなぐテレビ会議システムのデジタル化を進めたところであり、来年度については、つなぐだけでなく、つないだ先の機器を制御するため統制系の機器を更新する。

古市三久委員

4の総合情報通信ネットワーク整備事業（復旧・復興）とはどのような事業か。

災害対策課長

これについては2つあり、1つは東日本大震災の際も行っていた更新作業で、双葉町に機械を入れる予定であったが、避難指示が出たため入れられず、その保管費用である。

もう1つは、危機管理課長の説明にもあったが、原子力センターの廃止に伴う防災無線の撤去費である。本県は山が多く無線を結ぶのが大変であり、原子力センターは山の上に反射盤を置き、ほかのアンテナとつないでいたが、不用となったため来年度撤去するものである。

古市三久委員

ネットワークは無線と有線の両方があるのか。

災害対策課長

3系統あり、1つ目は地上系の無線で結んでいる。2つ目は国の自治体制機構で衛星系の通信網がある。3つ目はNTT東日本から光回線を借り受けて専用回線で結んでいる。

古市三久委員

各地方振興局や市町村に3系統でネットワークがつながっており、いずれかが壊れても情報のやり取りが可能とのことか。

災害対策課長

正確に説明すると、3重でつながっているのは県と地方振興局であり、地方振興局から各市町村は地上系無線ではなく光ケーブルと衛星系でつながっている。委員指摘のとおり、どのようなことがあってもつながるよう進めている。

古市三久委員

危9ページの備蓄物資整備事業は何を整備するのか。

災害対策課長

備蓄物資の整備については、主に水と食糧である。1万人の3日分を県内各地に備蓄しており、ほかに粉ミルクや簡易トイレ、生理用品等も備蓄している。

古市三久委員

各地方振興局に備蓄しているのか。

災害対策課長

必ずしも地方振興局ではなく、例えば学校の空き教室や会議室、県北では飯坂消防署の倉庫に福島市と共同で置かせてもらうなど、県内各地のいろいろな場所に置いている。

古市三久委員

県内は何か所か。

災害対策課長

17か所である。

古市三久委員

それらの備蓄のため2,000万円計上しているが、これは例えば17か所のうちのどこかを更新するのか、それとも古いものを新しくするのか。

災害対策課長

災害備蓄用の食料や水の保管期限はおおむね5年間であるため、保管期限が来るものを更新して入れ替える。

古市三久委員

この備蓄は県民に提供するとの理解でよいか。

災害対策課長

県の備蓄の考え方については、まず県民におおむね3日分の備蓄を願うことと考えており、次に市町村にも3日分の備蓄、さらに足りない場合のために県の備蓄を持っているとの考え方である。

古市三久委員

17か所に1万人の食料があるとは17万人分の食糧があるとのことか。

災害対策課長

17か所合計で1万人分である。

古市三久委員

個人で3日分、市町村で3日分、さらに17か所で1万人分備蓄しており、それなりに対応できると思うが、1万人の根拠は何か。

災害対策課長

おおむね個人3日分、市町村3日分、県で3日分で9日間もつ見込みであるが、それだけで終わるものではないため、その間に災害応援協定を結んでいる事業者から食料や水の調達を図る。

また、台風第19号の対応では、政府からプッシュ型支援として必要と思われる物資、今回は断水があったため水や避難所における段ボールベッド等の送付を受け、各避難所に送った。初動期についてはどうしても遅れる部分はあると思うが、できるだけ避難所で困らないよう対応していきたい。

古市三久委員

私も1万人という数が正しいかどうかは分からないため、全国各地での災害を検証するなどして、県民の安心・安全のためにどのぐらいの備蓄が必要かを検討願う。

原子力防災体制整備事業について、福島第一、第二原子力発電所に何かが起こって防災体制を取るとの想定なのか分か

らないが、どのような想定で行うのか。

原子力安全対策課長

福島第一、第二原子力発電所については、現在、福島第一原子力発電所が廃炉作業を進めており、福島第二原子力発電所は廃炉が決まり運転が止まっている状況である。この状況を踏まえ、仮にその中で何らかの事象が発生し、放射性物質が外に出るおそれがあると想定して、それに備えた体制を取っている。

古市三久委員

福島第一原子力発電所でも防災訓練を行っていたと思うが、3・11の時は全く実効性が伴わなかった。今度はそれらを検証しながら実効性のある防災体制をつくるのだと思う。現在廃炉作業を行っており、福島第二原子力発電所は当面停止しているため、よほどのことがない限り事故はないと思うが、問題は福島第一原子力発電所の事故について、どのようなことで放射能漏れになると想定しているのか。

原子力安全対策課長

福島第一、第二原子力発電所とも建屋の中に使用済燃料プールがあり、熱を持った状態で保管しているため冷却を継続しなければならないが、仮にプールの水が減少し、燃料が露出するような事象を一番の想定としている。

その場合は、水が完全になくなる前に、あらかじめ避難の体制を取る、あるいは実行に移すことを想定している。

鈴木智委員長

この際、先ほどの答弁に関し、消防保安課長より発言を求められているのでこれを許す。

消防保安課長

先ほどの、新型コロナウイルス感染症に関連した消防署の救急隊の搬送関係について再度説明する。

新型コロナウイルスの感染が疑われる患者の搬送の連絡があった場合は、まず保健所と連絡を取り、救急隊はゴーグルやマスク、タイベックススーツ、グローブ、さらに救急車内部をビニールシートで覆うなどにより感染予防をしつつ病院に搬送する。その後、傷病者の感染が判明した場合は、保健所等の助言を得ながら、同乗した救急隊員の健康管理及び救急車の消毒を徹底していく。

鈴木智委員長

ただいまの件については了承願う。

古市三久委員

使用済燃料プールの事故を想定しての訓練であるが、これは過去に何回か行っているのか。

原子力安全対策課長

原子力防災訓練については、平成26年度以降毎年1回、総合的な防災訓練として取り組んでいる。

古市三久委員

使用済燃料プールの事故だけを想定しているのか、それとも別の事故も想定しているのか。

原子力安全対策課長

訓練の想定については、本県ではやはり使用済燃料プールの冷却ができなくなる事象が一番現実的であり対策が重要視されるため、平成26年度以降は福島第一、第二原子力発電所交互ではあるが、使用済燃料プールからの水の漏えいによる危機事象の訓練を行っている。

古市三久委員

福島第一、第二原子力発電所で一番の問題は使用済燃料のプールである。冷却水がなくならなければ問題ないと思うが、BWR（沸騰水型原子炉）の欠陥であり、建屋の中に使用済燃料プールを置くことは廃棄物を置いておくことである。本来は別のところに持って行き冷却しながら保管することが大事だが、福島第一原子力発電所は満杯で、福島第二原子力発電所にはそういうところがない。

昔からずっと使用済燃料のサイト外への搬出を当時の佐藤栄佐久知事も発言してきたが、持っていくところがなくサイ

ト内に置いてきた経緯がある。

また、建屋の高いところに燃料プールがあり、燃料を保管するにはそういった構造にしないとできないとの問題がある。課長は規制庁がOKしているから安全だと言うかもしれないが、本来は核燃料棒を100本しか入れないところに120本、130本入れるリラッキングを行い、非常に危険性が増す状態で保管されていることは問題である。

むつ市に使用済核燃料の中間貯蔵施設ができ、まだ使用するまで至っていないが3,000 t入るようになった。

福島第一、第二原子力発電所とも、使用済燃料棒を速やかに運び出さないと安全とはならない。そのような想定で防災訓練を実施しているとのことであるが、原子力発電所はずっとごみ置き場がない状態であり、さらに事故が起きて、そのような危険な中で生活しなければならないことは本県にとって非常に大きな問題である。速やかにサイト外に搬出するよう東京電力に求めるべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

原子力防災訓練では使用済燃料の冷却が十分確保できないことを想定している。廃炉に当たっても使用済燃料の取扱いは非常に重要な課題である。これまでも本県としては使用済燃料の県外搬出を求めており、廃炉の着実な実施のため、引き続き求めていく。

古市三久委員

むつ市に中間貯蔵施設ができ、これから原子力規制委員会が検査をすると思うが、いつまでにサイト外に搬出するかについて確約すべきと思うため、対応願う。

吉田英策委員

新型コロナウイルス感染症についての対策が大きな課題になっており、危機管理部としても先頭に立つ観点が必要だと思う。

部長説明では、全体としては保健福祉部を中心に行い、県主催のイベントなどの開催基準を定めてとのことであるが、開催基準を聞く。

危機管理課長

2月27日の本部会議で説明した開催基準について、まず一つは、不特定多数が集まるもの、飲食の提供を目的とするもの、屋内の狭いスペースで長時間実施するもの等については原則延期または中止する。卒業式等この時期に開催しなければならず実施日の変更が困難なものは、内容を見直し感染防止策を最大限講じた上で開催する。その他、多数の参加者が集まるイベント等については、延期または中止を検討するとの基準を定めている。

吉田英策委員

これは県主催であるためこのような判断を行うが、多くの人が心配しているのは様々な民間のイベントである。強制的な中止や業務を止めることは難しいが、こうした事態の中では科学的な根拠に基づく要請が必要ではないか。

危機管理課長

民間のイベントについては基本的には対策本部の所管となるが、時期の延期や内容の見直しを検討してもらうよう、対策本部から各部局を通じて市町村や関係団体に呼びかけている。

吉田英策委員

政府で新型インフルエンザ特措法に基づく緊急事態宣言について議論されており、これに基づいて危機管理部で様々な行事等への要請が起り得ることを想定しているのか。

危機管理課長

県内部のイベント等については危機管理部で対応しているが、県全体の民間企業や団体も含めたイベント等については対策本部で適切に対応されるものと考えている。

吉田英策委員

廃炉作業について、東京電力は廃炉作業に地元企業の参入を促すとのことを進めており、こうした事業に県内の業者が

参入して取り組むことは大事だと思う。

ただ、今回、排気筒の解体に地元企業のエイブルが参入してトラブルが生じ、マスコミの報道でも東京電力がきちんと指導、監督を行ったのかが問題になっている。

地元企業を参入させる際に、廃炉という特殊な作業人材の育成等について、東京電力に申入れなどはしているのか。

原子力安全対策課長

廃炉に伴う作業の件であるが、先般、東京電力に対し、原子力規制委員長から人員が足りないのではないかとの指摘もあり、それらを踏まえて、東京から第一原発へ社員をシフトすると表明されている。

また、これまで確認されているトラブル等に関しても、現場から余裕がない、現場に目が行き届いていないとの声があると指摘されている。

県としても、そのような理由でトラブル等が生じるようでは、廃炉が安全、着実に行われているとは言えないと考えており、人員の確保や質の向上について廃炉安全監視協議会で発言している。

吉田英策委員

廃炉安全監視協議会で指導や勧告、提言を行うことは大事であり、県の監視が本当に必要だと思う。トラブルをなくすためにも必要な人員配置等を東京電力に求めることが必要であり、地元企業がきちんと作業できるような環境を整えていくことが大事であるため、引き続き東京電力に対し申入れ等を願う。

中長期ロードマップが改定され、汚染水については今まで1日170 t余りの地下水が入って発生するとのことであったが、このロードマップでは1日100 t以下にするとのことである。東京電力ではどのような手だてで100 tに抑えようとしているのか。

原子力安全対策課長

汚染水の発生については、汚染水は建屋の中にあるデブリを冷却するために水を注入するが、その水に山側からの地下水が流れ込んで量が増えている状況である。

対策としては、建屋に流入する地下水と雨の流入をどのように抑えるかが鍵になる。1日170 tに抑えられているのは凍土遮水壁や表面のフェーシングと呼ばれる舗装、地下水ドレン、サブドレン等を複合的に行うことによるものである。

今般のロードマップ改定により2025年までに100 t以下を目指すのが、やはり雨水の対策が大きいと聞いている。現在水素爆発により建屋が傷ついており、屋根の部分から入る雨をいかに防ぐかが鍵になる。重層的な取り組みにより、ロードマップの目標を達成してもらいたいと考えている。

吉田英策委員

説明のように様々な対策を取り、それによりやっとの表現は失礼かもしれないが170 tに抑えている。それを約半分の100 tに抑えるために新たな対策があるのか。具体的な方策は示されているのか。

原子力安全対策課長

屋根の傷みに対する対策はこれから取る必要があると思う。屋根の補修あるいは上に物をかぶせる等の対策で建屋への流入を抑えていく。

吉田英策委員

屋根から漏れている雨水を少なくすれば半分以下になるとの説明に、すぐには納得できないが、汚染水対策の発生量を減らすことは課題であるため、東京電力に強く申し入れるよう願う。

中長期ロードマップを見ると作業が本当に遅れている。使用済燃料の取り出しも遅れており、デブリの取り出しもいつになるか分からない。全体工期がずれてくるのではないかと思うが、東京電力が30～40年の廃炉作業全体は変わらないと繰り返し示していることに対し、県はどのように捉えているか。工期が延びるのではないか。30～40年とするためには作業の質や量、テンポを速める必要があると思うが、どうか。

原子力安全対策課長

廃炉期間についてはロードマップで30～40年と示されており、現在それが維持されている。今般のロードマップ改訂においては、使用済燃料の取出しが1号機2号機などで1～5年、後ろにずれ込むものもあったが、これは技術が遅れただけでなく、より安全側に立って計画を見直したためでもある。使用済燃料の取り出しは安全に行われなければならない。その上で3号機のように一番上のフロアを解体してから行うことを想定していたが、その後の状況や技術の確認により、1号機は大型カバーをかけることで作業ができると見直された。そのような安全対策が大事だと考えている。さらに内部調査により知見が広まり、新たなことを考えつくこともあるため、そういったことを重ねながら着実に廃炉を進めてもらいたいと考えている。

橋本徹委員

双葉地方消防本部に導入される全国初の資機材があるとのことである。大型ポンプのようなものとのことだが、県としての関わりがあれば聞く。

消防保安課長

消防庁からの直接貸与のハイドロポンプであり、容量等の数字は持ち合わせていないが、相当の威力のポンプで吸い上げ、長距離に水を搬送して消火に当たる。地下パイプも相当太く、自動で巻き取る機能もあるため、消防隊員の労力も省力化できるようなものが配備されたと聞いている。県としては直接的に関わってはいない。

鈴木優樹委員

吉田委員の質問に関連する。私は1か月前に福島第一原子力発電所に行ってきた。自分の目で見てどう感じるかとの思いだったのだが、県の職員は定期的に行き自分の目で確認しているか。

原子力安全対策課長

基本的に平日は毎日、楡葉町に駐在している県職員が廃炉の状況確認に行っている。さらにその応援として本庁勤務の原子力安全対策課職員も週に数回行っている。

また、廃炉安全監視協議会なども定期的に現地に立ち入り、内部の確認や進捗状況、トラブルがあれば状況確認を行っている。

鈴木優樹委員

私も時間があれば定期的に行きたいと思っている。廃炉まで30～40年とのことだが、現在35歳であるので廃炉を見届けられるかもしれない。さらにこのような立場であるため責任を持って見ていく、そのような思いで取り組もうと思っている。

ただ、厳しく追求する一方、中から風評をつくるような人たちもいるため、兼ね合いは大事であるが、中から風評をつくらぬやり方をしていかなければならないとの意見を述べておく。答弁は不要である。

橋本徹委員

先ほどのハイドロポンプの質問で省力化が図られるとのことである。何年前の双葉町と浪江町の境の山火事等が思い出されるが、そういったことがないように消防も県も支援願う。

県警ヘリコプターが不時着したことに伴う消防防災ヘリへの影響について、不時着により消防防災ヘリの稼働回数が増えたことはあるか。

災害対策課長

当部の消防防災ヘリについては、12月に年に1度の耐空証明検査に入り、3月に戻って稼働を開始している。現在のところ訓練飛行だけで出動はないとの報告を受けているが、今後、林野火災が増えるシーズンになってくるため、出動が増えると考えている。

橋本徹委員

山火事等で出動し、また別のところで出動する必要がある場合、本会議の一般質問で他県との応援協定があるとのことだったが、運用上のマニュアル等はあるのか。

災害対策課長

消防防災ヘリについては、北海道、東北地方、新潟県の8道県での応援協定等があり、互いに飛ばないときや機数が必要などときには応援することとしている。

また、全国的な応援を受ける場合には緊急消防援助隊の枠組みが消防庁にあるため、先日の台風第19号の際も各県からヘリの応援があった。

さらに大規模な応援が必要な場合には、地元市町村長から要請を受ける形で自衛隊の派遣要請をする。自衛隊とは、このような事象が起きているため対応願うかもしれないといった協議をし、事前の情報共有を図っている。

県警ヘリについては、ヘリにカメラを積みリアルタイムで映像を流す、いわゆるヘリテレがある。県の消防防災ヘリは1機、県警ヘリは2機あるが、ヘリテレは県警ヘリ1機にしか装備されていないため、影響としては現場の状況がリアルタイムで分からない。これについては地元の消防本部や、県のヘリにはカメラはついていないが通信は可能であるので言葉での状況報告、それらを踏まえて対策を検討していく。

橋本徹委員

消防防災ヘリにヘリテレを搭載する予定はあるか。

災害対策課長

去年4月に郡山市で大きな林野火災があり、担当に現場把握について研究させた。映像を伝達するための経路には衛星系と地上系があり、衛星系はかなりコマ落ちがあるためリアルタイムで把握しにくい映像だと聞いている。地上系は映像を伝送するために無線の容量を大きくしなければならず、本県は山が多いため、あちこちの山の上に中継局を置いているが、中継局の設備を増強するにはかなり費用がかかると思われる。

さらに、衛星系、地上系のいずれにしてもカメラを載せるとなるとヘリの改造になるため、新たに型式認証を取らなければならない、相当の費用と期間がかかることから長期的な課題になる。

橋本徹委員

要望であるが、これから5Gなど次世代の高速交通通信網が本格化するため、それらも含めながら、簡便な方法で映像がリアルタイムにできるよう、引き続き研究を願う。

災害対策課長

その検討もしているところであるが、空を飛ぶものに対しては航空法の厳しい規制があり、市販の携帯電話やタブレットのようなものを電波を飛ばしたまま載せることはできないことになっている。引き続きいろいろな方策を検討しながら、現場の把握が速やかに可能となるような手だてを考えていく。

古市三久委員

先ほど食料の備蓄の話聞いたが、危機管理部ではマスクや防護服等を備蓄しているか。

危機管理課長

原子力災害に関しては、原子力安全対策課でオフサイトセンターに防護服等を保管している。マスク等については東日本大震災の際に寄附されたものが残っており、今回の新型コロナウイルスに際して保健福祉部に譲り、必要などところに配布したところである。

古市三久委員

所管する部で対応しているとのことか。

危機管理課長

それぞれ業務に応じて備蓄していると考えている。

古市三久委員

それぞれに必要な備蓄について、常に準備するよう願う。

吉田委員からの質問に対し、原子力安全対策課長から原子力発電所の廃炉については安全対策を優先しなければならない

いと発言があった。今、福島第一原子力発電所で作業している中に県民が多くいると思う。今回の新型コロナウイルスの関係で、作業服が貸与されないなど様々な意見を聞く。先日、原子力安全対策課長に尋ねたところ、それはグリーンのエリアであるため相対的にそのような必要がなくなってきたとの説明であった。放射能はちりと飛んできたりする。福島第一原子力発電所では1、2号機の排気筒の作業もやっており、なおかつ各建屋も開いているところがたくさんある。敷地の境界は1mSvを確保しているから問題ないと言っているが、中で働く人たちの安全対策の意味では、やはり作業服をもらい帰るときには脱いで帰って外には出さないことが非常に大事だと思う。作業員の安全対策のために配布する必要があると思うため、東京電力に申し入れるべきではないか。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所構内での安全対策について、今回の新型コロナウイルス関係では、マスクや手袋は現在不足が見込まれることはなく、カバーオールという白い防護服については、今後の対応として防護装備の柔軟な取扱いを行うとのことである。これについては作業員の安全や健康の確保を大前提とした防護装備の柔軟な取扱いとのことで、例えば構内の約96%がグリーンゾーン、Gゾーンと呼ばれるエリアであるが、一般作業服で作業することができるエリアである。従来グリーンゾーンの着衣は一般作業服を原則とするが、青いつなぎの構内作業服も可能との運用であった。今回、青い構内専用服をカバーオールと同等の使用にしたいとのことで、グリーンゾーンは一般作業服のみの対応としている。あくまでグリーンゾーンは一般作業服で対応できるとの前提に立ち、カバーオールの不足にも備えつつ、構内専用服の柔軟な運用を行っている。

県としても作業員の防護措置の必要性は十分認識しており、引き続き安全確保をした上で取り組むよう求めていく。

古市三久委員

原子力発電所が正常な状態で運転しているときであればそれでもよいだろうが、原発事故が起きて9年、原子力緊急事態宣言は宣言中で異常な事態である。東京電力の言い分も分からなくはないし、グリーンゾーンだから安全かもしれないが、やはり現在の状況を判断し、どのような対応を柔軟と言うのかは分からないものの、作業員から防護装備が必要だとの声を聞くため、東京電力にそのような声を届けるのは県の原子力安全対策課しかないと思う。常日頃から、また会議等において申し入れるべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

委員指摘のとおり、我々が求める安全には作業員の安全も含まれている。東京電力とは日々状況の確認や説明を受ける場を設けており、その中で作業員に必要な防護措置を確保するよう求めている。また装備の柔軟な取扱いについても日々の確認の中で説明を受けている。引き続き作業員の安全確保について確認していく。

古市三久委員

しっかり東京電力に伝え、安全対策を万全なものにするよう願う。

先ほど使用済燃料プールの話をしたが、2号機の廃棄物処理建屋内の配管から水が落ちた事故があった。これは使用済燃料プールの冷却系配管への消防ホースの接続用カブラからの漏えいとのことだった。燃料プールの冷却系統に係ることは、そのようなことだったのか。

原子力安全対策課長

指摘の事案については、プールから冷却水が漏れているのではないかと、漏れているとすれば冷却機能が維持できないのではないかとこの視点で確認している。

これについては、漏れた量は微量であったが放射性物質の状況の確認を求め、放射性物質を含むものではなく、冷却機能が維持できなくなるような事象ではないとの説明を受けている。

古市三久委員

これについては原因も分かり、問題ない状態になっているとの理解でよいか。

ただ、この放射線は58万Bqとかなり高く、どのような放射性物質が入っていたのか。この2号炉の使用済燃料プール

が健全かは分からないが、高い放射能が出てくるのは使用済燃料にピンホールなどがあり、そこから漏れている可能性も考えられる。そのようなことは東京電力に確認しているのか。

原子力安全対策課長

使用済燃料プールの水の状況については、日々東京電力で確認している。燃料集合体にピンホールが開いているかとの視点ではないが、水の濃度の変動は日々確認しており、安定している。

古市三久委員

使用済燃料プールに水がきちんとあって、冷却機能を果たしていることはよい。問題は漏れることであり、そこから58万Bqのセシウムが検出されていることについて、県は何が原因かを確認する考えはないのか。使用済燃料プールが58万Bqの冷却水になっているのか。

原子力安全対策課長

原因については事象が報告されるたびに確認しており、即時に原因が特定できるもの、調査をしなければできないもの、様々な事象が報告されている。

その中で水漏れに関しては、配管の中のフランジという部分が緩んでいる、パッキンが劣化している、雨水が入り、それが結露して滴るなど様々な事象がある。報告されたものについては、報告と確認を行っている。

古市三久委員

確認するのはよいが、なぜ58万Bqなのか、どのような放射性物質が入っているのかを確認すべきと思う。漏れた水は微量だが、58万Bqのセシウムが検出された。少量の漏れであったからよかったが、大量なら大変なことである。その原因を追求すると同時に、放射性物質58万Bqがどこから来たのかが分からなければ非常に不安である。安全上、東京電力に求めなければならないと思うが、どう考えるか。

原子力安全対策課長

水漏れ等については非常に神経をとがらせなければいけない事案だと考えている。県としても、水漏れ事象などが発生した場合は、原因の特定と対策を確認するようにしている。

なお水が漏れた場合は、そこに含まれる放射性物質の状況等を検査し、どこに由来する放射性物質か、また、濃度などを周りの状況と比較しながら突き詰めていく作業が行われている。そういった作業を積み重ねて特定できた原因については、しっかりと再発防止策を取るよう求めていく。

古市三久委員

この58万Bqはどこから漏れて、今どのような状況なのか。

原子力安全対策課長

今回確認されたセシウムの由来については、9年前の3月11日に2号機の格納容器から外に出たものとのことである。現在、水素爆発などで建屋の中は汚染されている状況で、今回確認された水についても、建屋が水素爆発した際に燃料プールにも放射性物質が入り、それが確認されたものと聞いている。

古市三久委員

燃料プールにあった放射性物質が漏れ出てたものとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

燃料プールは常に水が循環しており、循環させるための配管の途中でフランジやパッキンの緩み等による水漏れが確認される場合があり、今回もそのような形で確認されたと考えている。

古市三久委員

使用済燃料プールの水は、放射性物質が高いとのことか。

原子力安全対策課長

使用済燃料プールは使用済燃料と水が接している場所であるため、ほかの場所より線量が高いと考えている。

古市三久委員

汚染水の問題で地下水の話があった。坂下ダムから福島第一原子力発電所に導水管で真水が供給されていると思うが、今もそうか。

原子力安全対策課長

現在も供給されている。

古市三久委員

一日にどのくらいの量で、何に使っているのか。

原子力安全対策課長

手元に資料がないため、確認の上報告する。

古市三久委員

途中で導水管が壊れていて、地下水と混ざって流れていくようなことはないか。

原子力安全対策課長

地下水の流入に関しては、山側に降った雨水が地下水として流れ込んでいるものと考えている。

古市三久委員

それはそのとおりだが、私が聞いているのは、導水管のどこかで漏れて福島第一原子力発電所の敷地に流れて地下水になり、凍土壁を越えて中に行くことはないのかということである。

原子力安全対策課長

地下の導水管が損傷していて地下水に混ざっているとの報告は受けていない。

古市三久委員

そのようなことはないとは、きちんと東京電力に真水が届いて使われているとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

ダムの水に関しては、福島第一原子力発電所構内の生活用水として作業員等が使ったり、原子炉に注水するなどに利用されている。

古市三久委員

汚染水問題について聞く。風評被害については、今日の福島民報に、安倍総理大臣が風評対策を行わなければならないと発言している旨の記事があったが、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会の報告書23ページに「事業者の体力が回復しており、風評による影響に耐えうることが期待される」とある。同ページに「商業活動における売上高等においては、事故による経済的被害が残存しており売上高等が落ち込んでいる状況と復興が進み売上高等が戻りつつある状況では、処分時の売上高等の落ち幅は後者のほうが大きくなると考えられるが、後者のほうが事業者の体力が回復しており、風評による影響に耐えうることが期待される。」とあり、体力を回復しているから汚染水を放出しても十分に耐えられるとの表現だと思う。県としては看過できない問題だと思うが、どのように考えているか。

原子力安全対策課長

報告書にそのような記載がある。今回トリチウムを含む処理水の処分方法を検討していく中で、小委員会でも指摘があったが、風評被害は非常に大きな課題であると議論されていた。それは、風評被害を抑え込む、あるいはなくすことは難しく、風評被害は9年前から今も続いており、さらにそこに上乘せするような風評被害が処分によって発生するだろうというのが小委員会での議論の基本だったと認識している。やはり風評被害は大きな課題であるため、今般、報告書の中で指摘があったとおり、具体的な風評対策をどのようにする考えなのか、処分方法と併せて検討してもらいたいと考えている。

古市三久委員

原子力安全対策課長の答弁も理解できないわけではないが、これはそのような文言ではない。もう体力は回復している

から、この際汚染水を放出しても十分風評被害に耐えられる、そういうことが期待されていると書いてある。

しかしながら、本県の漁協、全国漁連、茨城県の漁連も大変な問題だと言っている。茨城県の大井川知事は国を呼んで白紙に戻せと発言している。

そういうときに、このような表現が小委員会の報告書にあることは非常に問題だと思う。部長は、このような表現は改めるべき、このような実態にはないと国や小委員会に言うべきではないのか。

原子力安全対策課長

私も毎回小委員会に出席しており、小委員会の中では、決して本県は体力を回復して、風評被害が乗り越えられるとの議論にはなっていなかった。風評被害は上乘せされるものだとの議論であったため、我々としては具体的な風評対策が非常に重要になると考えている。

古市三久委員

原子力安全対策課長がそのように小委員会で聞いていたのであれば、報告書を作成する段階での相談で、本県としては承服できないとか、文言を変えてもらうことになったのではないかと思う。そのようなことがなかったためにこうなったのだと思うが、この表現は非常に問題である。風評被害をどうするかというさなかに、風評被害に耐えられる、期待されるなどと書かれるのはまずいと思う。小委員会なり国に言うべきである。放出時期や放出先を決めるのは政府であるから、政府にきちんと申し入れないと、本県としては後々に問題を残すことになると思う。この文言を精査し、県として対応して欲しいと思うが、部長の考えを聞く。

危機管理部長

処分方法については、委員指摘のとおり風評の問題が非常に大きいと考えており、風評の問題についての具体的な対策をしっかりと提示するよう国に求めていく。

古市三久委員

部長は私の質問に半分くらいしか答えていないが、やはり本県の実態をきちんと伝えないと非常に問題を残すことになると思うため、ぜひ対応を願う。

もう一つ問題なのは、この報告書の20ページである。トリチウムは確かに福島第一原子力発電所でこれまでずっと放出しており、運転中に出るものはやむを得ないとして1年間に22兆Bqほどを放出している。

問題は報告書20ページの「福島第一原発から海洋に放出するに当たっての放出管理目標値（トリチウムの場合、放出管理の基準値）はトリチウムで年間22兆Bq、同じく福島第二原発のトリチウムの放出管理の基準値は年間14兆Bqである。放出管理の基準値は、放射線障害防止の観点から設定されたものではなく、発電用軽水炉1基当たりのこれまでの設計、運転と経験からみて実現可能な値として炉型ごとに定められた努力目標値である。」との記載である。

汚染水は、トリチウム水と言われるものが全体の約25%、残りの約75%はいろいろなものが入っている汚染水である。2次処理をしてトリチウムだけにするとは言いが、トリチウム水とはいえ、運転用原子炉で放出されるトリチウムの量で放出されることがよいのかどうか問題になる。報告からすると、6万Bqに希釈して年間22兆Bqを放出することになる。運転用はそうであるが、しかし事故でデブリをに触れて発生したトリチウム水はそうではないと言っている。この汚染水の問題は非常にデリケートである。風評被害だけの問題ではなく、安全基準を満たし、本当に大丈夫なのか否かを考えなければならない問題だと思うが、どう考えるか。

原子力安全対策課長

ただいま議論しているトリチウム水については、事故を経て、汚染水の中から放射性物質を取り除いて残ったトリチウム水であり、通常運転している原子力発電所から出るトリチウム水とは違うとのことであれば、成り立ちは異なると思う。

ただ、最終的に環境に放出する場合、東京電力では2次処理を行い、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度比未満にした上で、何らかの形で環境に放出することを考えているとのことである。

最終的に環境に放出される場合、事故以前のトリチウム水と事故後のトリチウム水については、科学的に処理されたも

のとの意味では、濃度的には同様なものになると考えている。

また事故前は、福島第一原子力発電所は設備の能力等から22兆Bqを目標値に設定していた。今回、タンクに保管されているトリチウム水については、別な形で処理を議論し、どのような形で、どのような計画で処理していくか、これから政府で判断されるものと考えている。

古市三久委員

報告書の最後にこのようなくだりがある。「福島第一原発事故後、2012年11月に、福島第一原発が特定原子力施設に指定され、1号機から4号機の放出管理目標値や放出管理の基準値は定められていない」。

基準が定められていないことからすると原子力安全対策課長の答弁には無理がある。報告書にこのようにあるのだから、簡単に放出することにはならない。県はこの問題を徹底的に研究し、きちんと対応しないと、他県や他国から非難を受けることになると思う。確かにトリチウム水は同じだろうが、原発事故後、福島第一原子力発電所が特定原子力施設に指定され、1号機から4号機の放出管理の基準値は定められていないことは非常に問題だと思う。

原子力安全対策課長は小委員会に出席し、議論の経過を把握しているのであるから、この報告書を読み、風評やこの件も含めて問題がないよう対応してほしいが、どう考えるか。

原子力安全対策課長

事故前の基準値については、東京電力で設備の能力などから22兆Bqと設定したものと認識している。事故が起き、改めてトリチウム水の処理方法が議論されているところである。現在の置かれている状況を踏まえ、処理をどのようにしていくか、これから政府で方針決定されるものと考えているため、引き続き幅広い方々の意見を聞き、しっかりと対応するよう求めていく。

吉田英策委員

関連である。トリチウム水のコントロールについて、県の幅広い関係者の意見を丁寧に聞きながら慎重に対応方針を検討するよう国に求めるとの姿勢は一貫しているが、多くの県民は風評があるのだから、大気放出も海洋放出もすべきではないとの思いであると思う。

これは危機管理部でよいのか分からないが、例えば海や森林、環境、商業など、放出によって本県が受ける総合的な影響や被害について、縦割りではなく一括して検討するところがないものかと思っている。危機管理部は慎重に対応方針を検討するよう求める、県内への影響はこういうことがあるから検討しようとの考え方であり、県民の多くは保管継続だと思う。国に対し、どこがそれらを伝えるのか。危機管理部が申し入れるのが適当だと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

小委員会での対応については、危機管理部原子力安全対策課で出席しており、様々な意見があることは承知している。今回の小委員会での議論も、そういった意見を公聴会などで聞き、議論してまとめた報告書だと認識している。

なお、風評被害を定量的に評価するのは非常に難しいとの話も会議で出ていた。どのタイミングで環境なりに放出するのか、濃度、手法、期間、そういったものを考え複数組み合わせていくと様々な想定がなされる。

ただ、共通していることは、風評被害が起き、大きな課題になることである。そういったことが検討されているので、県としても風評被害が起きるだけでなく具体的な風評対策をどのようにするのか、今後政府でしっかりと決めてもらいたいと考えている。

吉田英策委員

県民の思いを小委員会でも伝えてもらいたい。オブザーバー参加でなかなか発言の機会がないのかもしれないが、しっかりと伝えるよう願う。

海洋放出をすれば風評被害は必ず起きると思うが、今日安倍総理大臣は、処分がどのような形であっても風評被害が発生することはあってはならないと言っている。放出すれば様々な風評被害が発生することは周知のことであり、安倍総理大臣の決意だと思う。処理方法が大気でも海洋でも、安易な放出にはならないのではないか。

原子力安全対策課長

風評被害によって産業が苦しめられることはあってはならない。風評被害はあってはならないためなくすとの考え方はなく、あることを前提に、その上の対策を取り、被害を受ける方の負担を最小限に抑えていくことが必要だと考えている。それらを含め、これから政府が責任を持って考えることだと思う。

吉田英策委員

先ほど部長から、慎重に対応方針を検討するように国に対して求めるとの発言があり、これが県の姿勢だと思うが、今日の新聞に安倍総理大臣は、速やかに意思決定を行う、もう時間がないと言っている。県のこの間の姿勢は県民の意見を十分丁寧に聞きながら慎重な対応方針を国に求めているが、安倍総理大臣の新聞報道の速やかに意思決定を行うとは、県の立場と矛盾するのではないか。慎重に県民の意見を聞き、決定することを引き続き求めていく必要があると思うが、どうか。

原子力安全対策課長

政府の方針決定については、関係する幅広い方々の意見を聞いた上で行われることが前提であり、それを踏まえて、政府が責任を持って方針を決定することだと考えている。県としては引き続き、そういった方々の意見を丁寧に吸い上げ、その上で責任を持った判断をしてもらおうと求めている。

古市三久委員

汚染水の問題はこれ以上言わないが、県の原子力に関する答弁は、全て国である。しかしながら県には県民がいるのだから、県民がどのような考えを持っているのか国に伝えなければならないと思う。汚染水の海洋放出に関しては約57%の人が反対している。約半分の人が反対する意味を踏まえて、国に意見を言う必要があると思う。国に慎重な対応を求める、国と東京電力が原子力発電所を進めてきたから任せるなどとのことはあってはならない。いわき沖の魚は常磐ものと呼ばれ、築地で評価されている。水俣病が発生してから50年以上たつが、地元の魚は全国に流通しておらず、国民の考え方が根強いことも分かる。それらを踏まえて後顧の憂いがないように願う。

もう一つの問題は、吉田委員からも質問があったが、ロードマップの問題である。これは5回改訂しているが、最終的な期限は40年で変わっていない。本当にそのスケジュールで廃炉が実現するのか、真面目に考えればそうではないことが分かる。

さらに、デブリの取出しはどうやるのか。上から、横からと言うが、それは水をいっぱいにしながやらなくてはならない。原発には、場所は分からないが穴が空いているため本当に可能なのか。そしてデブリを取り出しても、それをきちんと保管するところがあるのか。そのような問題がたくさんある。

そのため、県は県民に対する責任として、本当に40年で廃炉ができるのかについてよく研究し、本当のことを県民に言わなければならないと思う。できるのならよいが、やるとなればかなりの作業員の放射線被曝が起きる。先ほど原子力安全対策課長が安全対策を万全にしなければならぬと答弁したが、県民や作業員の安全を考えれば、この計画は絵に描いた餅だと思う。

自分は科学者ではないから分からないが、県はいろいろな人の意見を聞き、本当に40年でできるのかを研究し、県民に知らせることが必要だと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

廃炉の期間については、30～40年の起点になるのが2011年12月、冷温停止状態に達した時点からで約9年経過しているとの指摘である。この期間については、中長期ロードマップで定められており、廃炉に向けた取組がロードマップに沿って着実に進められるよう、県としては、国、東京電力に求めていく。

古市三久委員

毎回同じ答弁であるためこれ以上言わないが、県民の安全などを考えれば、本当にロードマップのとおりに行くのか県

は考えなければならない。既に10年たっている。どのような方法かは別にしても、しっかり取り組み、本当のことを県民に知らせるとの県の役割を果たすよう願う。答弁は不要である。

(3月12日(木) 人事委員会)

宮川政夫副委員長

民間給与実態調査について、どのくらいの規模の会社を調査しているのかなど詳細を聞く。

採用給与課長

企業規模50人以上、事業所規模50人以上の県内の事業所から抽出し、我々が直接出向いて給与の調査をしている。

橋本徹委員

採用に関しては事務局長説明にも技術系職種の受験者確保が厳しい状況とあり、農業土木、土木の職種だけでなく他の技術系職種も同様とのことである。農業に関して言えば水産や林業など様々あると思うが、特にどの職種が厳しいのか。

採用給与課長

技術系全般について非常に厳しいが、特に土木系の農業土木、土木をはじめ建築、医療系の薬学薬剤師などが厳しい状況である。

それらを踏まえ、来年度の試験から、今まで農業土木と土木だけを東京で実施していたが、行政事務と警察事務以外の技術系の職種全て東京でも受験できるようにしたいと考えている。

橋本徹委員

受験者確保が厳しい理由には、どのようなものがあるか。

採用給与課長

少子化で受験者全体のパイが減っていること、それを踏まえて民間企業の雇用情勢がかなり旺盛であり、少ないパイを奪い合っている状況である。

古市三久委員

農業土木や土木については、大卒程度の人が少ないということか。大卒と高卒はどのくらいの割合で募集しているのか。

採用給与課長

技術系で高卒を採用しているのは土木のみである。

土木に関しては高卒と大卒の両方を採用しており、大卒の採用予定人員14人に対し高卒は2人である。実際のところ一次受験者が2人しかおらず、県内でも工業系の学科で土木の学科を持つ学校は限られており、農業系の高校にも農業土木系の学科があるので募集しているものの受験までは至らず、高卒も大卒も厳しい状況である。

古市三久委員

どのくらいのレベルで募集しているのかは分からないが、ある程度の技術的な能力が求められるとはいえ、例えば高校の土木であれば平工業高校や二本松工業高校などにあり、農業土木は普通の農業高校にある。そういうところからの応募が全くないのか。県としては何が問題だと考えるか。

採用給与課長

高校生の就職に関しては、一人一社制として学校での申込みが限定されており、公務員を受験すると11月の合格発表まで就職が決まらず、万が一不合格の場合、それから民間企業を探さなければならない。公務員専願の強い意思を持っていないと受験しにくいいため、少ないのではないかと分析している。

古市三久委員

確かにそのようなことはある。そうであれば、制度を見直してもっと時期を早めるなども必要ではないか。

技術系の職員が全国的にも少ないので、交付税措置をし、来年度からその条件をよくして採用を増やしたり、小さい町

村だと技術系職員の独自雇用が難しいため、県がプールするような仕組みにもなってきた。災害が多くなり、技術系職員を増やすことが重要であるため、高卒の応募を増やしたいのであれば制度の見直しも必要だと思う。高校生が県職員として入庁できるような環境整備などを検討してもらいたいが、どうか。

採用給与課長

試験の日程等を早めることについては、高校生の場合、採用解禁が9月15日となっており、民間も含めてそれ以前にはできず、9月下旬に一次試験、二次試験は人物重視で面接を2回行っていることから、合格発表はどうしても11月までずれ込んでしまう。

高校生の募集に関しては各高校に出向き、1年生の段階から公務員の仕事をPRするための出前講座の実施を担当の先生に働きかけている。そのような地道な活動により今後も広報活動を続けていく。

宮川政夫副委員長

先ほどの民間給与実態調査について、50人以上の規模からの調査とのことだが、例えば千人規模の会社のほうが圧倒的に多ければ、当然給与も上がるのではないかと思うが、その辺のバランスはどうか。ルール化されているのか。50人未満を入れないことはどうか。

採用給与課長

企業規模、従業員規模、産業別規模で15の階層に分け、その中から一定の割合で抽出している。これは全国統一の抽出基準で国の人事院が一括して抽出しており、我々が介在する余地はない。

50人未満を入れていないことについては、公務と同様の職種や職制を比較する必要があり、50人未満の事業者規模では組織等が公務員と比較しづらいためである。

古市三久委員

高校生をはじめ技術系職員の採用について、いろいろな方法を検討し門戸を広げるよう願う。

吉田英策委員

今回の採用者数と男女比を聞く。また、障がい者の採用は何人か。

採用給与課長

人事委員会で実施している競争試験全体では、最終的な合格者は425名、そのうち女性は127名である。職種に応じて男女の差はかなりばらつきがあるため、全部をならした数字である。

障がい者については任命権者で実施しているため把握していない。

吉田英策委員

試験であるから男女平等に採用しなければならないが、女性を増やすことは政策的にも必要だと思う。そういう観点から今回の425人中の127人をどのように考えるか。これまでの実績と比較するとどうか。

採用給与課長

女性比率は例年30%程度で推移している。

女性の活躍等については、採用試験は公平性を保たなければならないので、まずは女性の受験者を増やすため、説明会等で女性職員が話をしたり働き方を説明するなどして、募集広報活動を進めている。

吉田英策委員

昨年と比べての比率はどうか。

採用給与課長

今年の女性の割合は29.9%、昨年度は29.8%でほぼ同じである。

宮川政夫副委員長

社会人等の採用枠については人数で決めているのか、別のパーセンテージで決めているのか。

採用給与課長

採用人員については、基本的に任命権者が採用人数を決定し、我々が試験を実施する形になっており、民間経験者も同様である。

今年は、民間企業に関しては、採用予定人員12名で試験を実施し、任命権者の判断にはなるが、我々が実施している大卒試験、資格免許試験、高校卒試験、民間企業経験者試験について一定の割合を決めて人数を割り振っている。

古市三久委員

厚生労働省の国家公務員について、3、4割が非正規の職員だとの話がどこかに書いてあったように思う。正規職員より非正規の職員で国の行政が回っているような感じを受ける。本県の職員数も職員定数より何百人か少ないが、本県の正規職員と正規外の割合はどのくらいか。数的にも率的にもどうなのか。

採用給与課長

当局では地方公務員法の正規職員の採用試験等を担当しているため、非正規を含めた全体の割合はつかんでいない。

古市三久委員

公務員を減らしてきた計画があり、あちこちで様々な災害等の問題になかなか対応できないような状況も出てきている。人口減少、少子高齢化もあるため増やしていくことにも問題はあるかもしれないが、一定程度の公務員数を維持することは県民のためになるので、その点も十分に考慮願う。要望とする。

(3月12日(木) 出納局)

吉田英策委員

出1ページの指定金融機関の事務経費について、どの銀行なのか、手数料は事務手続1件ごとか、それとも総額での契約になるのか詳しく聞く。

出納総務課長

指定金融機関等の事務経費については、指定金融機関である東邦銀行に対する支払い業務に対する経費と、ゆうちょ銀行の手数料である。東邦銀行は総額、ゆうちょ銀行は単価である。

吉田英策委員

東邦銀行は総額での支払い、ゆうちょ銀行は単価と異なっているのはなぜか。

出納総務課長

東邦銀行は指定金融機関に指定しているが、その下にある収納代理金融機関への指導を含めての契約であるため総額としている。基本的に収納代理金融機関には県から事務経費は支払わない。ゆうちょ銀行については、ゆうちょ銀行とのやり取りで無料扱いができないため、収納代理機関としてではなく、あくまでも県とゆうちょ銀行の契約の中で1件当たり幾らとして支払っている。

吉田英策委員

県内にはほかにも金融機関があるが、それらとの指定金融機関の契約は検討していないのか。

出納総務課長

県としては指定金融機関と契約しており、その下の収納代理金融機関については東邦銀行と個々の金融機関の契約となっている。

吉田英策委員

議案第11号について、局長説明で証紙収入整理特別会計が前年度当初と比べて約3億5,000万円減とのことだが、なぜそれほど減収になるのか。

出納総務課長

収入証紙の約4割を占める警察本部の免許交付手数料がかなり減っていることによる。原因としては、人口減少に伴い

若者が減っていることと、高齢者の免許更新件数が減っているためである。

吉田英策委員

高齢者が増えているにもかかわらず減少とのことには疑問も感じるが、どうか。

出納総務課長

若者が減っていることと、若者の自動車免許取得数が減っている。さらに、最近の高齢者による交通事故の影響で更新する割合が減っており、結果的に証紙収入が減少した。

橋本徹委員

出3ページの債務負担行為について、一部の業務に外部人材を活用とあるが、どのような職業の人材を想定しているのか。

出納総務課長

復興関連事業の増大に伴い審査業務がかなり増えている中、出納整理期間は特に増えることから、効率的な審査のため2社にアウトソーシングしている。委託する業務は定型的で比較的容易な事務的業務である。

橋本徹委員

事務的とのことだが、業務はパートタイムのような形なのか、あるいは会計士や税理士を入れたりするのか。

出納総務課長

専門的なものではなく通常の事務である。

橋本徹委員

何人程度を想定しているのか。

出納総務課長

2～5月までの委託で、国費事務に2名、県費事務に5名の合計7名である。

古市三久委員

局長説明の公金を取り巻く様々な社会情勢の変化とは具体的にどういうことか。

出納総務課長

例えば4月から内部統制制度が導入されるが、公金に対する国民、県民の目が厳しくなる中、気を引き締めて公金処理を行わなければならないことや、公金収納については現金収納が基本であるが、県民の利便性を考えてキャッシュレス等の多様化もあるのではないかといったことである。

古市三久委員

多様化等については本会議での質問にもあったが、公金をきちんと取り扱うことは同じである。その意味でチェック体制を厳しくするのだと思うが、県の内部に不祥事は発生しておらず、健全に事務が執行されていると思っていたため、改めて局長説明に盛り込む理由があるのかと思い質問した。何かあるのか。

会計管理者

出納総務課長が説明したほか、国がキャッシュレスやICTを進めており、銀行もマイナス金利の影響で経営上の問題等も変化している。また、県民の利便性を高めることが公金収納の拡大につながるため、在り方を検討会で検討しているところである。

古市三久委員

出納局と土木部のシステムはリンクしているのか。業務終了後に出納局が支払うが、土木部で実施した業務の書類が来れば出納局のシステムで支払うのか。土木部のシステムに入力すれば自動的に出納に反映されて支払えるようなシステムではないと思うが、どうか。

審査課長

委員指摘のとおり、土木部は独自に工事竣工後にシステム登録するほか、財務会計システムにも登録し、審査課に書類

が回って支払いをする別の仕組みである。

古市三久委員

それらをリンクするシステムを構築して事務的な煩雑さをなくすことを考えていくべきと思う。監査の中でもそのような話をしたが、将来的には様々なシステムがトータル的に運営され、相互にチェックする機能を強化していく必要があると思う。そのようなシステムを構築して効率化や内部統制等を進めることを考えてほしい。

橋本徹委員

予算の関係でもあるが、佐藤義憲議員が本会議で質問したキャッシュレスに関する今後の進め方を聞く。

出納総務課長

キャッシュレス化の推進については、現在、各部等の関係課をメンバーとする検討会で検討している。現在、収納方法の多様化に向けて、各部等で行っている収納事務について検証と課題の洗い出しを行っており、引き続き検討していく。

橋本徹委員

最終的な目的は利便性の向上だと思うが、現状の課題にはどのようなものがあるか。

出納総務課長

課題は、キャッシュレス化に伴うシステム改修と、個々の執行機関でキャッシュレス化に必要な端末機器などを導入するための財政負担である。

橋本徹委員

機器の新增設等で多くの課題があるとのことである。公金収納の在り方を検討する上で、具体的な検討課題としてあるのか。

出納総務課長

説明した課題をクリアしながら、最終的にはキャッシュレスだけでなく多様化として、例えば口座振替が可能となるよう手数料を増やしたり、現在コンビニエンスストアでの取扱いを自動車税だけでなくさらに増やすなど、納付の多様化を進めていく。

橋本徹委員

地域に広がって、滞納や遅れがないようにしてもらいたい。

キャッシュレスを進めるに当たって、4月から導入される内部統制もよい方向に向かうのではないかとと思うが、その兼ね合いは検討しているか。

審査課長

現在想定している内部統制の中では、職員が収納チェックを適正に行い、徹底していくことが主眼にある。そのため、コンビニエンスストアでの収納等については、職員が適正かどうかを間接的にチェックすることを考えている。

橋本徹委員

現金の取扱いが大分少なくなっており、現金の取扱いがなければ不正事案も少なくなると思う。不正を少なくする手だての一つとして、国が進めるキャッシュレス化に貢献できると思うため、検討に加えてもらい、内部統制にも寄与できるようにしてほしい。要望とする。

(3月13日(水) 監査委員会)

椎根健雄委員

美馬代表監査委員が勇退されるとのことで、平成24年から8年間の長きにわたり務められたことについての思いを聞く。

代表監査委員

監査委員の美馬である。監査委員を8年間務めた。

監査委員の役割は行政の適正化が基本になるが、やはり行政をきちんと分かっているかどうかのポイントになると思う。これまで携わった経験が全て生かされ、非常に恵まれた環境であった。議員の監査委員や事務局の優秀な支えにより、有意義な監査業務ができたことに感謝している。これからも行政が適正に行われることを期待している。

宮川政夫副委員長

林事務局長にも一言願う。

監査委員事務局長

本県に入庁して32年、民間企業を経て入庁したため多少短いが多くを学ばせてもらった。総合計画や東日本大震災後の復興ビジョン復興計画の作成、イノベーションコースト構想の取組など貴重な経験させてもらい感謝している。

自分は市町村合併の仕事にも関わり、自治体間は平等の関係が難しいが、震災後は国も県も市町村も一つの目標に向かって一緒になって復興へ取り組めたことは公務員人生でも非常に得がたい貴重な経験であった。

今年から監査の仕事をしたが、監査委員の仕事は公務員業務の根幹になるものである。震災後に予算が倍増しても人員は増えず疲弊している。悪いところを指摘するだけでなく、なぜそういうことが起きたかを現場の職員と一緒に考え、どのようにしたらよいかを考える意識を共有しながら仕事してきた。議案にもあるが、来年度から執行部で内部統制を行う。そのような取組により県庁の業務がさらに適正に行われるよう願っている。

(3月19日(水) 総務部)

椎根健雄委員

私立学校振興助成金404万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策が非常に重要な中で、本当に大事な取組だと思っている。子供用マスクと消毒液との説明があったが、私立幼稚園に対し、マスクや消毒液の配付数はどの程度を考えているのか。

私学・法人課長

幼稚園については、私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園の合計101園分であり、マスクは10万枚程度、消毒液は1,800本程度、消毒スプレーは1,800本程度の予算を計上している。

椎根健雄委員

現在マスク等が不足している中でどのように確保していくのか。

私学・法人課長

購入に向け、卸売業者等に確認作業を行っているところである。

古市三久委員

諸収入の200万円とは何か。

財政課長

教育庁で学校給食費を納めた保護者に対し、給食が提供されなかった場合に保護者に返還する予算を計上しており、その際は国から諸収入の形で県で受け入れ、それを学校給食の特別会計のようなところに県立学校分を受け入れ保護者に返すための財源にするものである。

橋本徹委員

椎根委員に関連するが、マスク等の配付時期はいつ頃か。

私学・法人課長

これは令和元年度分であり、今月中に納められるものを供給するため、今日もしくは月曜日あたりに納品可能なものがあり次第、今月中に納品したいと考えている。

橋本徹委員

幼稚園のマスク等対策は、こども未来局所管の市町村立幼稚園やこども園が対象となっており、総務部所管の私立幼稚園等との格差はないと思うが、念のため聞く。

私学・法人課長

保育園型認定こども園や保育所については保健福祉部が所管しており、公立幼稚園については教育庁が購入あるいは購入できると判断した市町村に対し補助を行うと聞いている。数については把握していない。

財政課長

補足する。補助単価について、当部の予算は1園当たり4万円掛ける101園である。公立幼稚園については市町村に補助する形になるが、これも1園当たり4万円の単価である。

保健福祉部所管については、国の所管が違いため補助単価も別である。文部科学省については今年度分の形で切られているが、厚生労働省所管については要望があれば当面3か月程度予算化できるようになっており、少し差はある。

県としては、国が示しているスキームを最大限活用して予算を計上している。

橋本徹委員

要望であるが、先日小林委員からも指摘があったように、縦割りにならないようしっかりと省庁間や部局間の連携をとり、滞りのない配付を願う。

古市三久委員

関連して聞くが、マスクは調達できるような準備ができているか。それとも既に確保しており、予算がつけば直ちに配付できるような状態なのか。

私学・法人課長

現在、県内の卸業者に確認しているが確約を得ているところはなく、引き続き要請していく。状況としては、生産はされているものの卸業者に定期的に入ってくるわけではなく、入ってきたものは医療機関を最優先にしている。見込みが立てば県にも回してもらおうよう各社に要請している。

吉田英策委員

101園に対し1園当たり4万円とのことであるが、新型コロナウイルス感染症の終息がいつになるのか見えない状況で、これで不足する部分についてはどのような対応になるのか。

私学・法人課長

今週初めに文部科学省から県に対し、衛生用具の購入として今年度分、来年度分を合わせて1園当たり50万円を補助するとのことであったため、令和2年度については、元年度とは別に、残った部分の経費はその50万円の範囲で準備していきたい。